

平成28年9月宮崎県定例県議会
決算特別委員会（平成27年度決算）
商工建設分科会会議録

平成28年9月28日～30日

場 所 第5委員会室

平成28年 9 月 28 日 (水曜日)

午後 1 時 2 分開会

会議に付託された議案等

○議案第22号 平成27年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員 (8 人)

主	査	清 山 知 憲
副	主	査 岩 切 達 哉
委	員	蓬 原 正 三
委	員	丸 山 裕 次 郎
委	員	横 田 照 夫
委	員	後 藤 哲 朗
委	員	徳 重 忠 夫
委	員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	江 藤 修 一
調 整 審 査 課 長	奥 野 厚 子

商工観光労働部

商工観光労働部長	中 田 哲 朗
商工観光労働部次長	菓子野 信 男
企業立地推進局長	黒 木 秀 樹
観光経済交流局長	武 田 宗 仁
部参事兼商工政策課長	黒 木 義 博
経営金融支援室長	門 内 隆 志
産業振興課長	野 間 純 利
産業集積推進室長	谷 口 浩 太 郎
雇用労働政策課長	天 辰 晋 一 郎

企業立地課長	日 高 幹 夫
観光推進課長	福 嶋 清 美
記紀編さん記念事業推進室長	米 良 勝 也
オールみやざき営業課長	酒 匂 重 久
工業技術センター所長	富 山 幸 子
食品開発センター所長	水 谷 政 美
県立産業技術専門校長	久 松 弘 幸

事務局職員出席者

議事課主任主事	森 本 征 明
議事課主事	八 幡 光 祐

○清山主査 決算特別委員会の商工建設分科会
を開会いたします。

分科会日程については、お手元に配付の日程
案で御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 そのように決定いたします。

次に、本日開催された主査会について、お手
元の分科会説明要領により報告いたしますが、
決算事項別の説明は (目) の執行残が100万円以
上のもので及び執行率が90%未満のものについて、
また、主要施策の成果については、主なもの
について説明があると思いますので、審査に当
たりましてはよろしくお願いたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた
場合は、主査において、ほかの分科会との時間
調整を行った上で質疑の場を設けることが確認
されましたのでよろしくお願いたします。

審査の進め方ですが、お手元に配付の分科会
審査の進め方案のとおりでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それではそのとおりに進めさせて
いただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成27年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○江藤労働委員会事務局長 労働委員会事務局の平成27年度決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の平成27年度決算特別委員会資料1ページをお開きください。

(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費であります。

表の一番下、合計の欄をごらんください。

左から予算額9,836万6,000円に対しまして支出済額9,763万9,215円、不用額が72万6,785円、執行率は99.3%となっております。(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に掲載されました審査意見及び監査における指摘事項はございません。

私からの説明は以上でございますが、2ページ以降の平成27年度業務実績の概要につきましては、調整審査課長が説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○奥野調整審査課長 それでは、私から平成27年度の業務実績につきまして御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

説明につきましては、労働委員会が取り扱う業務を(1)不当労働行為審査事件、(2)の労使紛争あっせん事件、そして(3)労働相談の3つに分けてそれぞれ御説明したいと思ってお

ります。

まず、(1)不当労働行為審査事件でございます。これは、労使関係における使用者側の行為が労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものでございます。

27年度は、新規で1件の申し立てがございまして今年度に繰り越しとなりましたが、和解により解決をしております。

次に、(2)の労使紛争あっせん事件でございます。まず①の集団的事件につきましては、労働組合と使用者との間に生じた紛争について、労働委員会の会長が指名したあっせん員が労働組合と使用者側の間の調整を図りながら紛争の解決に努めるものでございます。

27年度は新規で2件の審査がございまして、このうち1件は今年度に繰り越しましたが、最終的には2件とも打ち切りとなっております。

次におめくりいただきまして3ページをお願いいたします。

②の個別的事件でございますが、これは労働者個人と使用者との間に生じた紛争について、先ほどの①の集団的事件と同じように解決を図るためのあっせんを行うものでございます。

27年度は新規で4件の申請がございまして、和解により解決した事件が2件、解決に至らず打ち切りとなった事件が2件となっております。

次に4ページをお願いいたします。

(3)の労働相談についてでございます。労働相談は、職場でのさまざまなトラブルに悩んでいる相談者に対しまして助言や情報提供を行いますとともに、先ほど御説明いたしましたあっせん制度の利用をお勧めするなどいたしまして、労使紛争の解決に努めているところでございます。

まず①の相談者別に見た相談件数についてで

ございますけれども、27年度につきましては、総数137件の相談がございました。このうち労働者個人からの相談は122件と全体の9割を占めております。

次にその下でございますが、②の相談の内容についてでございます。年休や労働契約などのいわゆる労働条件等に関する相談が64件と最も多くなっております。次いで、賃金未払などの賃金等、退職や解雇に関する経営・人事、そして、最後の人間関係ではパワハラ・嫌がらせが多くなっております。

最後におめくりいただいて5ページをお願いいたします。

(4)の処理件数の推移でございます。それぞれの業務の過去3年間分の件数はごらんのとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○清山主査 執行部の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○丸山委員 勉強不足でちょっと教えてほしいんですけれども、結論が打ち切りとなっているんですが、その後はどうなるんでしょうか。せっかく相談に来られているのに、あっせんしても結局不調整だったということだろうと思うんですが、その後はどのような形で労使間は進んでいくのか、教えてください。

○奥野調整審査課長 例えばでございますけれども、2ページに書いてございます(2)労使紛争あっせん事件でまいりますと2件上がっております。

そのうちのB、あっせん事件でございますけれども、これは打ち切りということになっております。これについては、労使との交渉が、どうしても詰まらなかったということなんですけれども、この方たちにつきましては、団体交渉

応諾を主な申請にしております、あっせんではない、ほかの案件についても整理しようとしたんですが、それが打ち切りになったということで、そういうことであれば、上の(1)不当労働行為審査事件、不当労働行為を行ったということで公益委員会議がございまして、その中で認められましたら不当労働行為是正の命令書を労働委員会が出すことができますので、使用者の方も必ず出ていただくということになるわけです。

ちょっとまたお話が戻りますけれども、Bのあっせん事件につきましては、まず、あっせんをしようということで申請を出されました。ところが、それがうまくいかずに打ち切りとなったわけなんです、それでは、次の段階である不当労働行為で申請をしようということでお話を聞いております。

今の状況を聞いていますと、動きはあるようではあります、労働委員会には、まだ申請は上がっていないという状況でございます。

その下のCのあっせん事件でございますけれども、あっせん事件につきましても打ち切りという結果になったわけなんです、今度は労働委員会ではなくて裁判といいますでしょうか、法テラスとか、そちらのほうの準備を進めたいと言ってらっしゃいました。

もちろん、私ども労働委員会としましても、もう一度御相談に来られるのであれば、いつでもお受けいたしますとか、あるいは定期的にお電話等を入れまして情報の提供、そういったことをいたしましてフォローをするようにしております。

○丸山委員 相談件数と実際に事案として上がっている件数がなぜ違うのか。どう認識をすればよろしいですか。相談は137件と多いんです

けども、本当に事案として労働委員会に上がってきているといたしますか、委員の中で協議をする差というのは、どこでどうなるのかをお伺いしたい。

○奥野調整審査課長 その差といたしますのは、使用者と労働者との認識の差ということでしょうか。

○丸山委員 そうじゃなくて、これで困っているから改善してほしいとか相談があると思うんですけども、このようにあっせん事案として表に上がっているのは、実際は7件ぐらいですよ。その差というのは、労使間で相談したらうまく調整されて委員会の協議にはならなかったのは、どう処理されているのかということをお教えいただきたいと思います。

○奥野調整審査課長 それにつきましては、ちょうどお知らせしたい案件がございます、3ページをごらんになっていただけますでしょうか。3ページにつきましては、②個別的事件ということでございます。

これにつきまして、一番下のGのあっせんがございます。これにつきましては、労働者であった申請者の方が、パワハラのない職場環境の整備をお願いしたいのが1点。2点目は、この方、精神的な疾患、病気になられましたので、精神的、経済的損害による賠償金の支払いをお願いしたものでございます。

あっせんを行いました両者に御出席いただきました。しかしながら、今回につきましては、やはり金額に折り合いがつかせません、打ち切りという結果になっております。打ち切りになったのは2月29日なんですけど、それから一週間もたたないうちに使用者のほうから相談者のほうに電話がありまして、労働委員会を通さずにもう一度話し合いができないかと。そして、使用

者と当事者間で自主的に解決をしたという御報告を受けております。

そのようなケースも幾つかあるだろうと思っております。

○江藤労働委員会事務局長 お尋ねの件ですけども、労働相談の件数が27年度137件とありまして、集団的なあっせんと個別的なあっせん、合わせて6件あります。その差というようなお尋ねだと思いますけれども、基本的に労働相談につきましては、単なる法令制度の問い合わせ等、あるいは相談内容に上がっておりますような退職とか、解雇とか、そういった職場でのトラブルについての相談があります。

その相談に応じまして、必要があれば労働基準監督署への紹介をすることで解決を図ったりとか、あるいはこちら側で助言をすることによって、その段階で相談自体として終結ということが多々ございます。

ただ、中には一度の相談のみならず、何回も相談される方がいらっしゃいます。その相談の過程の中で、労働委員会のあっせん制度を活用できるのではないか、あるいは活用してはどうですかという御案内もしております。そういう中であっせんまで至ったものが結果として、集団と個別と合わせて6件ということがございます。

○蓬原委員 外国人技能実習制度というのがありますよね。あの方達も当然、労働基準法が適用されるわけですが、労働委員会への外国人労働者の相談は可能なんですか。

○江藤労働委員会事務局長 労働相談につきましては、分け隔てなくといたしますか、どなたにでも門戸を開放しております、労働相談には必ず応じるようにしております。

これまで、そう事例があったというわけでは

ないんですけれども、昨年度、個別のあっせんの中に労使どちらかが外国人の方という例はございます。

○蓬原委員 あるわけですね。

それと、聞こうかと思ったらさっきお話があったんですけれど、労働基準監督署との連携。当然、法に違反することはいかんわけであって、使用者側と雇用者が認識不足というか、法律をあまり知らないがために起きるトラブルみたいなのもあったりして、それは実際に法的に詳しい人を見ると法律違反だというのがあって、これはもう労働委員会ではなくて、労働基準監督署の話だということがあったりするのかなと思うんですけれど、その割合はどうなんですか。

○江藤労働委員会事務局長 4 ページの、例えば相談内容というところで書いておりますけれども、この中で特に労働条件等の区分のところ、あるいは賃金等、こういった中で退職に関する事とか、賃金の未払い、解雇に関する事との相談があります。相談をお受けする中で、その相談の中身に依じてこちら側が労使、いずれかの認識不足によるものとか、そういったものについては助言をしております。

また、お話を聞く中で明らかに法令違反ということであれば、基準監督署への案内もするわけなんですけれども、割合という統計的なものは、手元でとっておりませんけれども、感覚的には結構な件数はあると考えております。

○清山主査 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 21 分休憩

午後 1 時 23 分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より平成27年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

では、座って御説明をさせていただきます。

まず、決算の説明に先立ちまして、1 点だけ御報告をさせていただきたいと思っております。

先週、本県を直撃いたしました台風16号で被災された多くの方々に、まず心よりお見舞いを申し上げます。

今回の台風では、県内各地で短時間に記録的な豪雨となり、多数の家屋が浸水被害を受けるなど大きな被害が発生しておりますけれども、商工観光労働部関係におきましても、若干被害報告が上がってきています。商工関係施設、あるいは観光施設におきまして、軽微なものも含めまして200件を超える被害報告が上がってきているところでございます。

今後、国や市町村、商工団体等の関係機関と連携しながら、経営相談や金融支援など、しっかりとした対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

それでは、商工観光労働部の平成27年度決算につきまして御説明をいたしたいと思っております。

お配りしております決算特別委員会資料の1 ページをお開きいただきたいと思います。

これは、県の総合計画「未来みやぎ創造プラン」のアクションプランにおける分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを体系表として示したものでございます。

あわせて主要施策の成果に関する報告書をごらんいただきたいと思うんですけれども、主要施策の概要につきましては、分野別の施策ごとの関係事業を記載しておりますので、こちらのほうで概要を簡単に御説明したいと思います。商工観光労働部分のインデックスがついていてと思うんですけれども、そのところの181ページをごらんいただきたいと思います。

まず、一番上の人づくりについてでございます。

1、多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会の(1)国際化への対応につきましては、国際交流員等による各種国際交流活動や広報誌等による情報提供によりまして、県民の国際理解の増進を図りましたほか、県内に在住する外国人を対象といたしまして日本語講座や法律相談、生活相談などの支援を行ったところでございます。

次に、その下の産業づくりについてでございます。

1、多様な連携により新たな産業が展開される社会の(1)産業間・産学金官連携による新事業・新産業の展開につきましては、県内中小企業の太陽電池・半導体関連産業への参入促進や技術力の向上を図りましたほか、東九州メディカルバレー構想に基づき、県内企業の医療関連産業機器の研究開発や販路開拓の支援などに取り組んだところでございます。

次に、その下、2の創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会の(1)工業の振興についてでございます。

これにつきましては、181ページから182ページに事業を記載しておりますけれども、宮崎県産業振興機構のコーディネート機能やノウハウ等を生かし、県内中小企業の新事業展開に向け

た技術開発や販路開拓・経営支援などに取り組みましたほか、自動車産業が集積する北部九州に本県自動車産業の拠点を設置し、自動車メーカーとの取引拡大を図ったところであります。

また、工業技術センター及び食品開発センターにおきまして、研究開発や県内企業の技術支援を行ったところでございます。

さらに、企業立地につきましても本県の地域特性を生かした産業集積を目指し、フードビジネス関連産業など、5つの重点分野に力点を置き、誘致活動を展開したところでございます。

次に182ページですけれども、(2)商業・サービス業の振興につきましては、県内の商店街の活性化を図るため、空き店舗への出店支援や若手リーダーを対象とした研修会等の開催による人材育成に努めましたほか、ICT企業経営・技術力研修等を実施いたしまして、ICT産業の活性化に不可欠な人材の育成に取り組んだところでございます。

また、県産品の輸出拡大を図るため、香港、台湾、シンガポール及びEUにおける海外見本市への出店や現地商談会への参加等によりまして、県内企業の販路開拓活動の支援に取り組んだところであります。

続きまして、183ページでございます。

3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興につきましては、MICEの誘致を図るため、開催支援、誘致活動を行いますとともに、MICE推進協議会を設立し、これまで以上に官民が連携した誘致体制を構築したところでございます。

また、国内誘客対策といたしましては、旅行会社等へのセールスプロモーションや東九州自動車道の開通を生かしたセールス活動を実施いたしました。

国外誘客対策といたしましては、韓国、台湾、中国、香港の東アジア地域を中心に、直行便を活用したセールスプロモーションやクルーズ船の誘致促進に取り組みますとともに、市町村等とも共同利用できるMIYAZAKI FREE Wi-Fiを構築するなど、環境整備にも努めたところでございます。

さらには、スポーツランドみやぎきの推進につきましては、合宿誘致セミナーの開催をはじめとしたスポーツキャンプ・合宿の積極的な誘致に取り組んだことで延べ参加者数が過去最高になるなど、着実に成果が上がってきていると考えているところでございます。

次に、その下でございますけれども、(2) 県境を越えた交流・連携の推進につきましては、南九州3県が連携し、観光情報の発信や教育旅行の誘致セールを行いましたほか、大分県及びNEXCO西日本と連携した高速道の割引キャンペーンを実施し、北部九州や四国等からの誘客促進を図ったところでございます。

次に、その下の4、経済・交流を支える基盤が整った社会の(1) 産業を支える人財の育成・確保につきましては、企業と学校が連携した実践的なものづくり体験や熟練技能士を活用した技能講座等を実施することで次世代人財の確保を図るなど、技能継承や技能尊重機運の醸成に努めたところであります。

また、産業技術専門校におきましては、中学校や高等学校の学卒者等に対する職業訓練を実施しますとともに、離職者が再就職に必要な技能・知識を習得できる委託訓練を実施したところであります。

最後になりますけれども、184ページをお開きください。

(2) 就業支援と職場環境整備につきまして

は、大学3年生等を対象としたインターンシップや企業見学会を行うことによりまして、県内企業の魅力を発信しましたほか、県内外での就職説明会を実施し、県内企業と求職者とのマッチングに取り組んだところであります。

また、ヤングJOBサポートみやぎきにおける個別相談によりまして、若者の就職活動の支援にも積極的に取り組んだところであります。

さらに、働きやすい職場環境づくりとしましては、仕事と家庭の両立応援宣言企業の登録推進や啓発活動を行いましたほか、低利の教育資金の融資などによる労働福祉の向上に努めたところでございます。

主な施策の概要につきましては以上でございます。

では、決算特別委員会資料に戻っていただきたいと思っております。2ページをごらんいただきたいと思っております。

平成27年度歳出決算の状況について御説明をいたしたいと思っております。

まず、一般会計でございますけれども、下から5段目、計の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、予算額591億9,976万1,000円、支出済額580億9,340万6,167円、翌年度繰越額4億8,110万9,000円、不用額が6億2,524万5,833円で、執行率は98.1%、翌年度繰越額を含む執行率は98.9%となっております。

次に、特別会計は下から2段目の計の欄でございますけれども、予算額5億6,886万2,000円、支出済額5億6,633万2,627円、不用額252万9,373円で、執行率は99.6%であり、一般会計と特別会計を合わせました部の合計は一番下の部の合計の欄でございますけれども、予算額597億6,862万3,000円、支出済額586億5,973万8,794円、翌年度繰越額4億8,110万9,000円、不用額6

億2,777万5,206円、執行率は98.1%、翌年度繰越額を含めます執行率は98.9%となっております。

次に、資料の一番最後のページになりますけれども22ページをごらんいただきたいと思います。監査における指摘事項等の一覧でございます。

指摘事項等に関しましては、適正な執行について、職員への指導を徹底し、改善に努めたところであります。このうち指摘事項につきましては、後ほど関係課長から詳細を御説明させていただきます。

また、監査委員から提出されました別冊の印刷物がございますけれども、平成27年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書を別冊で印刷するとなっております。

これにつきましては、商工観光労働部の所管する特別会計について2件の意見・留意事項等がございました。これらにつきましては、後ほど各事業の詳細と合わせまして関係課長から御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○清山主査 部長の概要説明が終了しました。

これより商工政策課、産業振興課、企業立地課の審査を行います。

平成27年度の決算について、それぞれ各課より説明を求めます。質疑は全て終了した後をお願いいたします。

○黒木商工政策課長 商工政策課の平成27年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課は一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計ですが、一番上の商工政策課の欄をごらんください。

予算額518億3,328万2,000円、支出済額517億3,416万2,056円、翌年度への明許繰越額6,081万3,000円、不用額3,830万6,944円、執行率は99.8%、翌年度繰越額を含む執行率は99.9%であります。

次に特別会計ですが、下から4段目の商工政策課の欄をごらんください。

予算額2億4,307万4,000円、支出済額2億4,063万9,864円、不用額243万4,136円で執行率は99.0%であります。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。資料の3ページをお開きください。

下のほうの(目)商業総務費であります。

不用額が109万6,514円となっておりますが、これは主に連絡調整事務費の備品購入費等の執行残であります。

次に4ページをごらんください。

ページの中ほどの(目)商業振興費であります。

不用額が3,587万3,481円となっておりますが、これは主に「県内津々浦々で消費を呼び起こす～域内消費喚起等支援事業」などの実績確定に伴う補助金等の執行残や、設備貸与機関損失補償において補償補填及び賠償金に執行残が生じたものであります。

次に5ページをお開きください。

下のほうの(目)工鉱業振興費であります。執行率が83.1%であります。翌年度繰越額を含めますとその上の括弧書きにありますように93.1%であります。

次に7ページをお開きください。

特別会計の(目)小規模企業者等設備導入事業助成費であります。

不用額が243万4,136円となっておりますが、

これは貸付・償還指導等事務費の執行残であります。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

平成27年度宮崎県歳入歳出決算書をごらんください。特別会計の1ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。歳入合計はページの中段にありますとおり、調定額5億6,280万4,906円、収入済額4億5,538万5,453円、収入未済額1億741万9,453円となっております。

特別会計の歳入決算は以上であります。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

この報告書の商工政策課のインデックスのところ、185ページをお開きください。

産業づくりの2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会であります。ページ中ほどの施策推進のための主な事業及び実績により御説明いたします。

まず、未来を拓く！みやざき経営者養成塾であります。

この事業では、宮崎県商工会議所連合会が開催する経営者養成塾への支援を通して、中小企業の経営力の強化を図るとともに、地域において中核となるリーダーの創出に取り組みました。

27年度は延べ214人が養成塾に参加し、経営能力の向上や地域リーダーとしての意識の醸成が図られました。

次の中小企業融資制度貸付金ですが、これは、金融機関、信用保証協会と連携し、低利の事業資金を円滑に提供するためのもので、27年度は292億7,577万9,000円の原資を金融機関に預託しました。

なお、新規融資実績は1,196件、127億5,911

万9,000円でありました。

次の中小企業金融円滑化補助金は、県の中小企業融資制度を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するもので、27年度は9,985万8,000円の補助を行いました。

186ページをお開きください。

信用保証協会損失補償金であります。これは、県融資制度の代位弁済に係る信用保証協会負担分につきまして、損失補償契約に基づき、信用保証協会に対し2,544万5,000円の損失補償を行ったものでございます。

次の新規事業「債権管理強化特別対策」は、宮崎県産業振興機構の未収債権について、債権管理回収業者に回収可能性等を調査、整理させることにより、債権管理の強化を図りました。

次の中小企業団体中央会等補助金は、県の中小企業団体中央会に対して、指導員等の人件費や組合指導事業への補助を、また、その次の小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会、商工会議所に対して、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行ったものであります。

次の中小企業等経営基盤強化支援では、県内14カ所の商工会議所等に設置した経営支援チームを通して、厳しい経営環境にある中小企業の資金繰りや新分野進出等に向けた取り組みを支援しました。

187ページをごらんください。

「未来を担うみやざきの起業人」応援では、宮崎商工会議所に設置したみやざきスタートアップセンターにおいて、創業セミナーやビジネスプランコンテストを開催し、新規創業者やベンチャー企業の持つ商品・サービスのブラッシュアップから販路開拓まで一貫した支援を行

いました。

次の新規事業「みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金」であります。小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備資金貸付制度の原資として、産業振興機構に対し、1億2,500万円を貸し付けたもので、機構において9件、7,635万円の設備導入資金の貸し付けを行っております。

189ページをお開きください。

まちなか商業再生支援であります。商店街振興のための取り組みに対する助成及びまちづくりを担う若手商店街リーダーの育成を行うものであります。

27年度は、都城市や小林市など4市村の10事業に対して助成を行い、リーダー成長支援研修会等を計4回実施したところです。

次の新規事業「県内津々浦々で消費を呼び起こす～域内消費喚起等支援」であります。国の平成26年度補正予算に係る交付金事業を27年度に繰り越したもので、県内各市町村で実施されましたプレミアム商品券の発行等に係る事業であり、域内消費喚起や生活支援の取り組みが行われたものであります。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、別冊資料であります平成27年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の35ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、意見・留意事項がありましたので御説明いたします。

一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、なお多額の収入未済額があるので、今後も引き続き償還促進についての努力が望まれる」との意見であります。

収入未済額につきましては、訪問、文書催告等により、回収に努めているところであり、平成27年度は70万円を回収したことにより、収入未済額は1億741万9,453円となっております。

引き続き償還促進に努めるとともに、要件を満たした債権については、不納欠損処理についても検討してまいります。

なお、監査における指摘事項については、特に報告すべき事項はございません。

商工政策課は以上であります。

○野間産業振興課長 産業振興課の平成27年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

産業振興課は上から2段目であります。

予算額は17億243万3,000円、支出済額は14億9,123万66円、翌年度への繰越額は7,351万5,000円、不用額は1億3,768万7,934円で、執行率は87.6%、翌年度繰越額を含む執行率は91.9%であります。

次に資料の8ページ、産業振興課のインデックスのところをお開きください。

(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、下から6段目の(目)工鉱業振興費であります。

不用額が1億3,587万3,239円、また、執行率が76.7%、翌年度繰越額を含めた執行率は84.9%となっております。

これにつきましては、9ページをお開きください。

上から2段目の委託料や、その2つ下の備品購入費における執行残及びその下の負担金・補助及び交付金における国交付金の交付決定や県補助金の実績確定に伴う執行残などによるもの

であります。

次に、中ほどの(目)工業試験場費であります。

不用額が153万2,510円となっておりますが、これは旅費等の事務費の執行残であります。

次に、お手元の主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

報告書の産業振興課のインデックスのところ、191ページをお開きください。

産業づくりの1の(1)産業間・産学金官連携による新事業・新産業の展開であります。

まず、表の一番下の改善事業「東九州メディカルバレー推進加速化」であります。

医療機器産業への参入や販路開拓のコーディネーターの配置、薬事専門アドバイザーの派遣を行うなど、地場企業の新規参入から取引拡大に向けた取組支援を行うとともに医療技術人材の育成を推進するため、タイからの医療技術者を招聘し、大学教員2名を現地に派遣するなど、日本の透析機器の管理技術について研修指導に取り組んだところであります。

192ページをお開きください。

表の一番上の新規事業「東九州メディカルバレー販路拡大ステップアップ」であります。

県内大学と県内企業の共同による医療機器改良等への補助や医療現場ニーズを県内ものづくり企業等の機器開発につなげるための医工連携マッチングセミナーの開催や、展示会出展による取引拡大に向けた支援を行ったところであります。

次に194ページをお開きください。

2の(1)工業の振興であります。

表の一番上の東京フロンティアオフィス運営・販路開拓支援であります。

東京都の市場に進出しようとする意欲のある

県内中小企業に、宮崎県東京ビルの2階をオフィスとして低料金で提供することにより、入居企業の販路開拓を支援しております。

次に、一番下の新規事業「地域中核的企業育成・強化」であります。

域内からの調達や県内企業との連携等により、外貨を獲得し循環させる地域経済のけん引力を持った中核的な企業の育成を図るため、産学金官の専門家によるチームが国等の事業も活用し、企業への集中的な支援を行っているところでございます。

次に195ページをごらんください。

表の上から4番目の改善事業「自動車関連産業取引拡大・ネットワーク拡充支援」であります。

自動車産業関連企業が集積する北部九州に設置しましたフロンティアオフィスを県内企業に提供するとともに、アドバイザーとして委嘱した自動車メーカー社員による支援により、本県企業の取引拡大に取り組んだところであります。

一番下の新規事業「宮崎方式で安全・安心！食品開発・取引拡大支援」であります。

食品製造企業の販路開拓及びマーケティング力の向上を図るため、展示会への出展支援や県外バイヤー等の専門家を招聘しての求評会の開催などにより、マーケットニーズに即した商品へのブラッシュアップなどを行い、新たな販路開拓の支援に取り組んだところであります。

196ページをお開きください。

工業技術研究開発及び食品開発センター研究開発であります。

工業技術センターにおいては、レアメタル等の有価金属の回収技術に関する研究やLEDの利活用技術に関する研究など10テーマの研究開発を、また、食品開発センターにおいては、機

能性を付与した干したくあんに関する研究など10テーマの研究開発を行ったほか、それぞれのセンターで企業からの依頼試験や技術相談等に対応したところであります。

次に199ページをお開きください。

表にあります新規事業「ICT産業総合力強化推進」であります。

ICT企業の在職技術者やコールセンターへの就職を目指す方を対象とした研修を実施することにより、ICT産業を担う人財の養成に取り組むとともに、首都圏と本県企業による商談会を開催し、販路拡大を支援したところであります。

次に200ページをお開きください。

4の(1)の産業を支える人財の育成・確保であります。

表にあります新規事業「ものづくりを担う次世代「匠」育成支援モデル」であります。県内ものづくり企業に対する高校生の理解・関心を深めるため、企業と学校が連携して工業高校生を対象に溶接や木工など実践的なものづくり体験等を実施したところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

産業振興課は以上であります。

○日高企業立地課長 企業立地課の決算について御説明をいたします。

決算特別委員会資料2ページをお願いいたします。

企業立地課は上から4番目の欄ですが、予算額は6億420万7,000円、支出済額は5億123万881円、翌年度への繰越額は2,538万4,000円、不用

額は7,759万2,119円、執行率は83.0%、翌年度繰越額を含む執行率は87.2%となっております。

次に、この資料の15ページをお願いいたします。

(目)の不用額が100万円以上のもので執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

ページ中ほどの(目)工鉱業振興費であります。

不用額が7,757万9,094円となっております。

主なものは、企業立地促進補助金で7,241万7,000円の不用額となっております。

企業立地促進補助金につきましては、新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うこととしております。毎年度申請資格のある企業に対し、できる限り申請の予定と金額の見込みを把握して予算を計上しておりますが、平成27年度に補助金の申請を予定しておりました立地企業のうち、一部の企業について補助金の申請を翌年度以降に見送ったこと、あるいは設備投資額や情報通信費などの補助対象経費が企業の見込みを下回ったことなどによりまして、補助金に執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の企業立地課のインデックスのところ、ページでいいますと207ページをお願いいたします。

産業づくりの2の(1)工業の振興であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表のうち、まず、新規事業「田舎で起業」働く拠点づくり推進」であります。

古民家や廃校などの未利用施設を企業の拠点とするため、施設整備を行う中山間地域の市町村に対しまして支援を行う事業であり、日南市

が行った油津商店街の空き店舗改装事業に対して助成を行っております。

次に、企業誘致推進ネットワーク拡充であります。

本県の企業立地環境を広く企業に理解していただくことが立地に向けての第一歩と考えております。このため、私ども企業立地課並びに東京、大阪、福岡の各県外事務所の職員に加えまして、豊富な経験や幅広い人脈のある民間企業経験のある方などを、企業誘致コーディネーターとして東京に4人、大阪と愛知に1人ずつ配置し、積極的な企業訪問、本県への誘致活動を進めたものであります。

コーディネーターの訪問実績は延べ504企業となっております。

なお、複数回訪問した企業もありますので、実際に訪問した実企業数、正味の企業数は348企業となっております。

次に、新規事業「投資呼び込み」みやざき企業立地セミナー&視察ツアー開催」であります。

本県への企業立地を促進するため、東京、大阪、名古屋、福岡の4カ所において企業立地セミナーを開催いたしまして、延べ185社の企業に対し、本県の企業立地環境等をアピールいたしました。

また、企業関係者を本県に招き、県内の工業団地、オフィスビル、既存立地企業などを視察訪問していただき、本県の事業環境を理解していただくツアーを4回開催し、延べ24社の参加があったところであります。

続きまして、208ページをお願いいたします。

改善事業「企業立地促進フォローアップ強化」であります。

立地企業の地元への定着と事業拡大による新規投資を促進するため、立地企業の県内事業所

や本社など延べ372企業、複数回の訪問を除いて正味の企業数で申しますと、308企業を訪問いたしまして、立地企業の状況を把握するとともに、企業からの要望や相談に応じて、関係機関と連携して対応するなど、フォローアップに努めたところであります。

次に、企業立地促進補助金であります。

補助金の申請がありました22企業に対しまして、設備投資額や新規の雇用者数などの実績に応じ、補助金を交付したものであります。

その下の表、施策の進捗状況であります。新規企業立地等について実績を記載しております。

先ほど御説明いたしました事業など、さまざまな取り組みを展開した結果、平成27年度の企業立地件数が47件、うち県外企業が20件で、企業立地による最終的な雇用の創出数は1,894人となっております。平成30年度までの4年間の目標値に対しまして、初年度として4分の1を上回る実績を上げることができたところであります。

今後とも目標の達成に向けて、より一層積極的に取り組んでまいることといたしております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

企業立地課の説明は以上であります。

○清山主査 説明が終了いたしました。

委員の皆さんから質疑はありませんか。

○蓬原委員 今の企業立地促進補助金です。

先ほど委員会資料の説明の中で、補助金申請を翌年度に持ち越したがためというのがありましたけど、企業としてはすぐにでもお金が欲

しいものじゃないかと思いますが、翌年度に持ち越す理由はどういうことだったのでしょうか。

○日高企業立地課長 企業立地促進補助金の交付の考え方について、まず簡単に御説明いたしますが、企業は立地後に段階的に成長をしていく、計画的に人を採用して投資も行っていくという企業がほとんどなものですから、それに配慮いたしまして、企業が立地認定後6年間にわたって申請を行える期間を設けております。

制度上につきましては、この期間の中で1回だけの申請を行っていただくこととしておりまして、企業としては最も従業員数がふえたとき、あるいは設備投資額が大きくなったとき、そういうタイミングをねらって一番多くもらえる時期を見計らうという傾向があります。

もちろん、中には今ほしいとおっしゃるような企業がありますので、立地してから何年後に申請を行うかという猶予期間の中で、企業が判断して行われます。

私どもは、ことしどうですかということで、毎回聞き取りをして予算を組むわけですが、「なかなか人の採用が最近順調にっていない」、「来年にはふやせる予定だ」という企業がありますと翌年度にさせていただきますと、最終的にそういう結論になるケースがあります。

○蓬原委員 一番企業にとって状況がいいときに申請されるということですね。

それから、この主要施策の成果に関する報告書の194ページ、東京フロンティアオフィス運営・販路開拓支援、9企業となっていますが、この業種はどういうものが東京への販路開拓を考えていらっしゃるのでしょうか。

○野間産業振興課長 9社の内訳を申し上げますと、サービス業が2社、食品製造関係が2社、その他の製造業が3社、通信機器等の製造販売

業が1社、情報通信業が1社となっております。

○徳重委員 企業立地課にお尋ねしたいと思いますが、かなりの実績を収めていただいております。ようであります。

ところで、コーディネーターを東京に4人、大阪・愛知に1人ずつということでございますが、この方々の実績が出ているものかどうか、それをまず教えていただけますか。

○日高企業立地課長 コーディネーターによる実績でありますけれども、企業をコーディネーターが回っていただきますけれども、コーディネーターが行ってすぐに「じゃ、そこに行きます」となることはなかなかありませんで、脈がありそうなところを発掘して、そこに何度も通うと。場合によっては、複数年にわたって通って宮崎に誘致を図るといったケースもあります。

27年度にコーディネーターの活動に端を発して実際の立地認定に結びついた件数は、情報サービス産業で1件になっておりますけれども、コーディネーターは平成20年度からこの制度を始めておりまして、平成20年度から平成27年度までにつきましては、県外からの新規立地の件数が全体で77件ありました。そのうちコーディネーターを配置している東京圏、大阪圏、名古屋圏、77件のうちその3つの圏域からは64件の新規立地が20年度から27年度までの間に実現しております。そのうちコーディネーターによる新規立地の実現件数は13件、増設まで含めると18件の認定を行ってきているところであります。

県外からの誘致に対して、一定の割合でコーディネーターの発掘した企業が立地に結びついていると考えているところであります。

○徳重委員 結果が出ているということで非常にうれしいことですが、宮崎県全体、広いわけ

でございまして、各市町村もそれぞれ企業立地のお願いをして回っておると思うんです。市町村の希望というか、うちにもこんな企業が来てほしいとか、いろんなことがあると思うんですが、県のほうに市町村から上がってきている分、あるいは一緒になって企業立地のお願いに行くという形は、どういう形でとられておるものか。県単独でやっていらっしゃるのか、あるいは市町村との関係はどうなっているのか、教えてください。

○日高企業立地課長 おっしゃいますように、市町村が独自に情報をつかんで、そこで接触していきたいという場合、要望がありましたら、まず県外事務所の職員と連携して、まず県外事務所のほうで企業を訪問して情報をつかんでいくといった活動があります。

そのほか、市町村がみずから、例えば東京に行ってその会社を訪問したいというケースのときには、県外事務所からも同行をして一緒に企業に対して当たるといったケースもございます。

また、年間を通しまして随時、市町村の職員と県の職員と一緒に、福岡ですとか、東京ですとか、大阪ですとか、こういった企業に訪問してみたいといったところに一緒に直接行って誘致活動をするといったことも実際にはいたしております。

○徳重委員 市町村、それぞれ財政的にも、いろんな状況も違うと思うんです。例えば、都城市が誘致したいということで、条件がいろいろあると思うんです。条件の整理っていうのは非常に大事なことかと思うんですが、まず、土地を無償で10年間提供しますとか、固定資産税をとらないとか、いろんなケースがあると思うんです。

そこら辺の考え方がうまく企業側とマッチす

るのかという心配もするんですが、そういうケースが出てきたときに、皆さん方はどんな方法で企業側に持っていかれるものかと。県は統一されていると思うんですが、各市町村は違うんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうなっているんですか。

○日高企業立地課長 いろんな条件につきましては、例えば、企業側から聞かれるケース、それから、こちらから提案するケース、それぞれあるかと思います。県が市町村と一緒にいきます場合には、県の制度の説明と合わせまして、この市町村ではこんな制度があつてこういうお役に立てますといったことをあわせて説明をすることになっております。

宮崎県の場合は、県の支援制度と市町村の支援制度については、両方とも並行して受けていただいているという形をとっておりますものですから、県と特定の市町村が一緒に行動する場合には、そういう形で両方の制度をお示ししております。

逆に企業側から「宮崎のどこかでこんな条件のオフィスはないか」とか「こんな土地はないか」とか、もし聞かれた場合ですが、詳しいことを聞き取った上で、可能性があるかなという市町村に対して、「こういう場所はありますか」とか「こういうオフィスが空いているところはありますか」とか、そういったことを照会をいたしまして、そこでぜひ取り組みたいという市町村がありましたら、さらに一緒になって誘致をかけていくという取り組みを進めております。

○横田委員 同じく企業立地課にお尋ねしたいんですけど、コーディネーターが実数で348企業、延べ504企業を訪問されているとか、セミナーやツアーもたくさん開催されているということで、積極的に県外企業の誘致に取り組んでいただい

てることはありがたいと思うんですけど、県外企業の宮崎県に対する関心度と申しますか、それをどのように感じておられるか。もし何かありましたらお聞かせください。

○日高企業立地課長 まず、宮崎県に関してということをやっと越えまして、例えば東京の企業が地方に対してどんな感触を持っているかといいますと、とにかく人の確保が東京では難しくなっていると。したがって、事業の拡大のためには人材を地方に求めていきたいということで、特に情報サービス産業の関係で、地方に展開していくような企業がふえていると思っております。

そういうところの企業が——企業によっていろんなほしい人材というのはあるのかと思いますが——宮崎に対してよく言われることが、人柄がいいと、定着率がよくてまじめにこつこつと、指示されたことに対して非常に誠実に働いてくれると。ここに来て、せっかく教えてもやめていく人があまりいない、そういう意味では大変助かっている、そういう感想をいただくことが多いです。

宮崎市、あるいは最近では日南市など、情報産業の横の連携とか、情報の共有などによって、ここは非常に前向きな取り組み、熱心な取り組みをしてくれるといった情報を聞いたところが、また企業が企業を呼ぶような形で、宮崎がどんなところか見に行ってみたいとか、そういった企業が最近非常にふえてきているという手ごたえを感じているところであります。

○横田委員 県外企業を誘致する際に、宮崎の人件費の安さもアピールの1つになるのでしょうか。

○日高企業立地課長 人手不足というのが最大の関心事になってきていると言っていい状況か

と思っております。

もちろん、宮崎の最低賃金はどのくらいですかと聞かれる企業は多いですけども、このくらいだったら確保できますでしょうかとか、最低賃金で働いてもらおうということを目的に来る企業は、ほとんどないと言ってもいい状況かと思っております。

最低賃金だから宮崎でという思いで進出を考えるとところはほとんどないと思っております。

○横田委員 それを聞いてちょっと安心したんですけど、宮崎に若者が残らない大きな理由の1つに給料の安さというのがあるじゃないですか。だから、それをアピールして誘致するというと、ちょっとつらいという思いもあったものですから。

それと、東九州道開通のストック効果の1つで新しい企業がどんどん立地しだしていますという説明があったんですけど、北九州まで全線開通して、その傾向というのは、またさらに伸びていっているのでしょうか。

○日高企業立地課長 東九州自動車道そのものを実際に使うかどうかというのは、企業の物流の判断の中で、使い方については温度差があるかと思っておりますけれども、近年において、流通・物流企業、いわゆる輸送関係の企業とか、倉庫業とか、そういったものが都城圏域ですとかを中心にあふえてきているといったところがあります。

実際、道路が開通したことだけをもって進出を決める企業がそれほどあるわけではないんですけども、いざ何かあったとき、例えば熊本で地震があったときに東九州道があつて助かったとか、そういった企業が多く見られたところでもありますので、東九州道が通ることによって、宮崎がどんどんインフラ的に便利になって

いると、そういう企業さんのイメージの向上において、非常に役立っているのではないかと考えております。

○**後藤委員** 196ページ、産業振興課の施策の進捗状況。まさしくこの製造品出荷額等がいかにかぶっていかというものが1つの大きな事業効果であるわけですが、それを参考にしまして、商工政策課の186ページ。中小企業団体中央会等補助金、あるいは小規模事業経営支援事業費補助金。商工会、中央会等々指導員の減と要望等でよく言われているんですが、ここ辺の事業効果、施策展開——やはり施策指標的に指導員さんたちの相談件数があつて、新規事業を展開しましたという指標等が出ると、予算効果が見えてくるんですが、そのコメントを何かいただきたいんですが。

○**黒木商工政策課長** 今お話のあつた中央会、あるいは商工会や会議所、こういう団体の成果を測るものさし、そういった点でいうと、確かに、どうしても近年は事業所そのものが減少傾向の中にあつて、実際に経営指導員等に寄せられる課題そのものは、むしろ難しくなっている状況にあります。

そういった中で、経営指導員等に対しても関係機関との連携に努めて、そして、経営支援能力を高めていく形で資質の向上を図り、可能な限り、小規模企業の支援等を行っていくということを努めているところです。

中央会や商工会、会議所等の職員たちの事業の状況をあらわす指標はなかなか難しい面があるんですが、今のところ、難しい経営課題に可能な限り対応していくということで進めているところであります。

○**丸山委員** 特別委員会の資料の中の8ページなんですけれども、説明があつたかもしれませ

んが、不用額が1億円超しているものですから、もう少し詳しく説明をしていただくとありがたいかと。個別に少しわかりやすく、もう一回説明をお願いしたいと思っております。

○**野間産業振興課長** 工鉱業振興費の1億3,500万円等の内訳といたしましては、大きいのは、ことしの2月の補正で計上いたしましたメディカルバレー国際競争力UP中小企業リーディングモデル事業が、8,200万円ほどの計上だったんですが、これは国の加速化交付金を財源としておりましたけれども、これについての交付決定がなかったということで、これを全額不用残としているものが一番大きいわけです。

それが一番大きいんですけれども、あと大きい額といたしましては、地域中核的企業の補助金が3,000万円ほど不用額があるわけですが、これにつきましては、認定しました企業に対しまして、企業にとって有利な国の交付金を活用しましたものですから、県の補助金が使われなかったということで、その2つで1億1,000万円ほどになりますので、それが一番大きなものだと思います。

○**丸山委員** 2月の補正予算のときに私はこの委員会にいなかったものから、そのときの委員会の審議の内容がよくわからないんですが、交付決定がなかったことによって、東九州メディカルバレーというのは、物すごく宮崎にとっては大きな産業施策の1つであろうと思っているんですけれども、なかったことについての影響、その評価というのは、成果評価の中に、決算の中に出てきているものなのか、それが見えないもので、少しわかれば説明していただけるとありがたいと思っているんですけれども。

○**谷口産業集積推進室長** この交付金がつかなかったことによりまして、今年度6月に補正予

算で、新規事業「東九州メディカルバレー海外展開戦略モデル事業」というのを、県単独の予算で計上して可決していただいております。

予算額につきましては、当初の8,200万円から比べますと1,600万円ということでかなり額は減っております。6月の議会の補正予算のときにも御説明しましたけれど、この交付金で考えていました補助対象企業数を5社から2社に減らすといった形で、コンパクトに縮小しまして、その上で事業を本年度実施しているところでございます。

影響といたしましては、先ほどお話ししましたように、対象企業が減ったということで、その辺の効果は若干下がるのではないかと考えておりますが、本年度2社に対して支援をすることにしておりますので、その2社の支援を通じまして海外戦略展開、医療機器の開発促進は進めていきたいと思っております。

○丸山委員 ことしではなくて、27年度決算の主要報告書に全くそういう説明がないものですから、交付決定がなかったらなかったということで、つかなかったというのがはっきりわからないと、決算には今のは全然反映できてないといえますか、予算についての決算だと思っておりますので、今年度ではなくて、27年度の決算についての審査中なものですから、この評価がわかりづらいなど。

つかなかったらつかなかったということで、主要施策報告書にちゃんと明示をしていただきたかったなと思っております。そういうルールになっていないのかわかりませんが、ちゃんと主要施策報告書に書いていただいて、6月補正のは私もわかっているんですけども、この主要施策報告書、何かわかりづらいと思いましたので。2月の補正予算からの流れがあるんでしょ

うけれども、決算についての流れはわかりづらいと思いますので、何らかの工夫なりをしていただければありがたいと思います。

○黒木商工政策課長 2月補正で上げておいて、そして繰り越して、実際、採択にならないという状況があったということで、その分につきましては、決算委員会資料の中で不用額として出てきているところです。

一方で、委員のおっしゃった主要施策での表記につきましては、基本的に主要な事業について、その施策の実施状況と施策の内容を書くということでございまして、実際採択にならず、その事業が行われなかったものについては記載していないところでございます。

○丸山委員 記載されていないものですから、決算の審査をするときに非常にわかりづらいと思っております。

2月補正で削減されていればそこで議論してわかるんですけど、2月議会を出して、こちらの決算の審査時に何も出ていない。やったことに関しては書くんですけど、確かに今の課長の説明でわかるんだけど、非常にわかりづらいなど。

6月議会で議論したかもしれませんが、ことしは5社を2社にしてやっているんですということなんですけれども、本来は5社の予定であれば、大分のほうはメディカル構想がかなり生産額が伸びているのを、宮崎でもしっかりとやろうというのがあるはずなのに、それがうまくいっていないんじゃないかと。評価としてはそうせざるを得ないと思っておりますので、決算を見るときに形として、これは取れなかったのは非常に残念だとか、そういうのもいいから、一番最初に少しでも説明してほしかったということです。

○清山主査 今の件で何かありますか。

○蓬原委員 関係ないけどいいかな。

主要施策の成果報告書の196ページ、先ほど後藤委員からこの表について話があったんですが、製造品出荷額が1年で800億円伸びて、成長企業も5社、2社ということで非常に成長しているようです。1年で800億円。この前、県際収支の話をしましたけれど、県際収支も明らかに目標を達成しているということなので、こういうことが響いているのかなと。

800億円となるとかなり大きいんです。宮崎の景気は、かなりいいなということになるんだけど、この5社、2社、そして800億円の内訳を。焼酎が伸びたのかと勝手に想像するわけだけど、何がこんなに伸びたのかと。焼酎で伸びても全部で1,000億円ですから。

○野間産業振興課長 まず、売上額が10億円、5億円を超えた企業、5社、2社ということですけれども、これにつきましては、7社を業種別でいいますと、機械金属関係が4社、食品加工関係が2社、あと木材加工が1社という内訳になっております。

それと、製造品出荷額の800億円のうちの224億円が食料品でございます。あと153億円が電子部品でございます、飲料・たばこについては27億円の増加という状況になっております。

○蓬原委員 食料品が224億円伸びて、153億円が何でしたか。

○野間産業振興課長 電子部品でございます。

○蓬原委員 たばこ何が27億円。

○野間産業振興課長 産業中分類でいいますと飲料・たばこが27億円の増加でございます。

○蓬原委員 これは伸びたわけだから、木材もありましたけれど、誘致ということではなくて、もともと立地していた企業が昨年に増してトータルで800億円製造品出荷額が伸びたということ

ですよね。

○野間産業振興課長 先ほど7社につきましては、もともと地場の企業でありますけれども、製造品出荷額が26年から27年にかけて800億円増加したと、この内訳で立地企業が幾らとか、地場企業が幾らとかいうことはちょっとわからないものですから、トータルで800億円ということでございます。

○蓬原委員 減ったところ、ふえたところあって、合算して、誘致も全部含めて800億円ということですが、製造品出荷額については誘致の分も入っているということでカウントしていいんですか。

○野間産業振興課長 この27年、1年間での出荷額という統計になりますので、その地に立地して操業を始めた企業が、その調査に含まれていれば、立地企業の分も含まれているということです。

○蓬原委員 わかりました。

ということは、この5社と2社はいわゆる成長株ということですね。既にここに立地している企業が7社あったわけでしょう。

業種をもう一回確認します。機械金属と食料品と木材だったということですか。

○野間産業振興課長 そうでございます。

○蓬原委員 わかりましたが、800億円伸びたということはかなり大きいですね。本当ですか。

○野間産業振興課長 その数字は統計調査による数字ですので、800億円増加したというのは間違いないものと思っております。

その800億円伸びた要因まで考えますと、食料品につきましては、県の施策でフードビジネスの推進をしておりますので、その部分が大きかったのではないかと期待も込めて思います。

それと、電子部品につきましては、これはかなり世界的な半導体の需要で増減があるもので、聞くところによると、携帯電話関係のほうが大きかったと聞いております。

○蓬原委員 あと1件だけ。

県内GDPが3兆9,000億円ぐらいですか。その中の800億円だから、かなり皆さん方の頑張りが見えてきたと。これをこのまま信用しないといけないんですけども、評価すればかなり高い評価、努力の成果が出ているなということになります。

また、さらに分析されて、成長株は何なのかということをやっていくと、平成30年、あと2年で100億円ちょっといけば目標達成ですから、場合によっては目標を上げて頑張ってくださいように。

私も、ちょっとここは個人的にも細かく突っ込んで、どこがどうなのか調べてみたいと思っています。

○西村委員 商工政策課の187ページ、「未来を担うみやぎの起業人」応援ということで、宮崎商工会議所に設置をされていてというのはわかるんですけども。セミナーを10回で316名という内訳の中で、どうしても宮崎市中心でセミナーをされると、宮崎市から遠隔の人はなかなか参加しづらいと思うんですが、その内訳というのはわかっていますか。

○黒木商工政策課長 このスタートアップセンターにおけるワークショップセミナーを10回開催しておりますが、県内のどの地域からやってこられたというところまでは把握しておりません。

○西村委員 それでいいんでしょうか。その前は商工会議所連合会のほうに委託されている事業もありましたけれども。どうしても宮崎市

のほうが起業しやすいのはあるかもしれませんが。やっぱり各地区、県北、県西も含めて、それぞれの地区が頑張って何とか事業継承も苦しんでやっている中で、集まりやすいという理由で宮崎市にセミナー会場を設置するのはやむなしとは思いますが、宮崎市ばかりでやっているのかと。中心の方はいいかもしれませんが、しっかりと検証をしていかないと。

ことしは宮崎商工会議所でやった、そのかわり、次年度は延岡と都城にわかれてやりますとか、そういうふうにしていかないと、ますます宮崎県内の端っこはもっと弱くなっていくと思います。新しく次世代をつくっていくため、もしくは次世代の産業をつくっていくためのセミナーの一つですから、これでいきなり大企業が誕生するわけではないでしょうけれども、せめて意欲がある若者というか、経営者になりたいという人がいらっしゃると思いますので、外部に委託しているからそこに任せっきりでなくて、しっかりと予算もかけて、この前のほうの「未来を拓く！みやぎ経営者養成塾」は、既に若手経営者ということで既に起業されている方なんだろうけども、セットにして考えていけないといけないと思ったものですから。しっかりと内訳がどうなっているのか。316人のうちの300人が宮崎地区だけだったら、全くこの事業は効果がないと私は思いますので、ぜひそのあたりもちょっと精査をしていただきたいと思います。

これは、それぞれの市町村でも近いような支援事業みたいなのをやっていると思うんです。そういうものと連携していくということも必要じゃないかと思います。そういうところに講師派遣とか、県へ協力依頼があったらスムーズに協力できるような体制も、今回の報告の中では

なかなか見受けられないので、そのあたりもお願いをしたいと思います。

○黒木商工政策課長 委員の今おっしゃった件に関して、今年度もまた事業を進めていきますけれども、実際にどういった方が来られているのか、また、開催場所や開催方法等について、改めて検討してまいりたいと思います。

○横田委員 商工政策課にお尋ねしたいんですけども、先ほど企業立地課の「田舎で起業」の説明の中で、油津商店街空き店舗のお話があったんですけど、今、油津商店街、すごく話題に上ります。その油津商店街の取り組みをどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたい。

○黒木商工政策課長 油津商店街、私も4月にまいりまして、実際にあちらにおもむきまして、市役所の方とあそこのコーディネーターの方、商店街の会長さんと一緒にいろいろと意見交換をさせていただきました。確かに地域を挙げて、地区を挙げて取り組んでいらっしゃって、空き店舗対策事業につきましても、従来型の家賃補助ではない新たな取り組みを導入したり。実際、商店街の中にある誘致企業さんのところにもお伺いしまして、商店街の中にそういうIT企業があるといった姿も拝見しまして、非常に意欲的な取り組みだと思っております。

また、日南市に限らず県内の市町村に出向いて行っていろいろお話をしておりますと、本当にその地域に応じた独自の取り組みを市町村の方々がなさっているんで、こういった取り組みを他の市町村にもお教えしたり、広げていくことが大切かとも思っております。

今後、市町村の方々と一堂に会した施策に関する意見交換会とかをやる予定としておるところでございます。

○横田委員 例えば、川南町の軽トラック市とか、すごくいい取り組みがあちこちにあります。この油津商店街の取り組みもそうですけど、ほかの市町村もみんな商店街は非常に厳しい状況にあるわけですので、そういったいい例を参考に、どうやって生かしていくのか、そこが大事なことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○丸山委員 特別会計の小規模企業の説明の中で、さらっと収入未済額が1億円と出てきたんですが、これは毎年こんな感じなのか。特別にこうなったのか。これはこれでいいのかというのが少しわかりづらかったものですから、もう少し説明していただくとありがたいかと思っております。

○門内経営金融支援室長 この収入未済金につきましては、小規模企業者等設備導入資金特別会計において延滞となっている債権でございます。高度化資金、それから中小企業設備近代化資金等の貸付金の延滞債権ということで、27年度末が5件で1億741万9,453円となっているところでございます。

この延滞債権のうち1件につきましては、貸付先が倒産してございますけれども、訪問とか、文書催告等によりまして回収を進めているところでございまして、平成27年度70万円、過年度で収入が入ったところでございます。

残りの4件につきましては、残高が1,257万5,000円ございますけれども、回収は今のところ非常に難しい状態となっているところでございます。

○丸山委員 毎年、決算としてはこうなっているということでもいいんでしょうか。

○門内経営金融支援室長 毎年このような形で出てまいります。

○丸山委員 経営が厳しいからなかなか回収ができていない状況なんですけど、それに対する説明があったかもしれませんけれども、今後どのように対応していくと考えてよろしいでしょうか。

○門内経営金融支援室長 まず、回収を実際に行っている先が1件ございまして、そこにつきましては、訪問なり、文書催告なりを行ってさらに回収を進めてまいりたいと考えております。

また、回収が難しい案件、連帯保証人が死亡していて、それから、その相続人が相続放棄したりとか、そういった事例もございまして、そういったものにつきましては、不納欠損処理の条件を整えば不納欠損処理をしていきたいと考えております。

○丸山委員 ちなみに不納欠損処理するときの条件というのはどのようなことと考えればよろしいでしょうか。

○門内経営金融支援室長 不納欠損処理につきましては、財務規則に規定があるわけですが、客観的に回収が困難と認められる場合に行うということで、例えば、破産法の規定によりまして債務が免責となった場合とか、それから、連帯保証人等が死亡して法定相続人が相続放棄、そういったものがはっきりした場合でございます。

○丸山委員 この1億円近くの場合は、何年ぐらいかけると不納欠損になる可能性が高いと認識すればよろしいでしょうか。

○門内経営金融支援室長 まず、1億円近い債権、一番大口の債権が9,400万円余の債権でございますけれども、これについては、今、小額でございますが償還がなされておりますので、これについては今後とも償還をお願いしたいと考えております。

残りの1,200万円余でございますけれども、これにつきましては、相手方と交渉をする部分もございまして、相続人なり、そういった方々の債権放棄なりの条件が整ったり、時効が完成してその援用をするといった書面が取れた場合に不納欠損の処理に進んでいくことになると思います。

○丸山委員 いずれにしても、できる限り回収のほうは努力していただきたいと思っておりますけれども、企業の経営がよくならないと、なかなか支払いも厳しいと思います。新しい産業振興ということを含めて、しっかり経営指導をやっていくのか。ただ単に回収だけをやっているのか。どのようにとればよろしいのかを教えてくださいとありがたいかと思っております。

○門内経営金融支援室長 この債権につきましては、企業としてはもう倒産をしておりますので、今、事業をやっていないので、基本的には回収に努めているという状況でございます。

○丸山委員 いずれにしても、かなり厳しい状況なのかと思っておりますけれども、逆にこういう形にならないように、いろんな団体を含めて適切な支援をしていただくように、また、資金がうまく融通できることによって倒産をしないようなことも含めて、しっかりと指導をやっていただくことをお願いしておきたいと思っております。

○徳重委員 商工政策課にお尋ねします。

成果に関する報告書の188ページでございますが、本県の景気については持ち直しの動きが続いていると示されておるわけですが、結果として、貸付状況を考えますときに、25年は1,804件の件数があったのが、現在は27年の1,196件、これを考えると五、六百件減っていますし、新規融資額も約128億円ということで、

景気が持ち直しておるといいながらも激減という状況。このことについて、今後はどうなっていくのかとちょっと心配なんですけど、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

件数はこれから若干でも持ち直すような形になるのか。あるいは融資ができないと判断されて申し込みがあっても融資されないのか。経営的にうまくいっていないからというのか。考え方をちょっと教えていただきたい。

○門内経営金融支援室長 ここにお示ししておりますのは、中小企業融資制度の貸付状況でございます。これにつきましては、今、委員おっしゃいましたとおり、新規融資額が平成23年度の181億円から平成27年度は128億円と大幅に減少してきているところでございます。

一方で景気の状態につきましては、非常に落ち着いているのではないかと考えておまして、この融資制度の減少の要因でございますけれども、1つは景気が落ち着いております、金融機関が非常にリスクがとりにやすい、プロパーで融資しやすい状況にあるということがあろうかと思っております。

それから、また金融庁のほうも担保や保証人によらない事業性評価の融資というものを非常に言ってきておまして、そういった流れが1つございます。

さらに、日銀の金融緩和による金利低下等や、加えて、銀行間の競争もございまして、県の融資制度につきましては、金利のほかに保証料が必要になるものですから、どうしてもプロパーの融資と比べると割高になるということもございまして、県の融資制度の新規貸し付けについては減少の傾向にあるということでございます。

ただ、県内の貸付金の状況を見ますと、日銀の発表では対前年比でふえている状況でございます。

まして、資金については、きちんと県内の中小企業者に回っているのではないかと考えております。

○徳重委員 結局、いろんな形で融資はされていると。中小企業の金融制度はそれなりのリスクもあって、今まで一番安定した融資制度だと理解をしておったんですが、今おっしゃるように金利が下がっていて、プロパーの資金もある等々で、それ以上のものが出てきていると。だから少なくなっているという理解でいいんですね。

○門内経営金融支援室長 今、委員がおっしゃられたとおりでございます。県の融資制度につきましては、不況時のセーフティネットといった性格が非常に強うございまして、また、そういった意味で現在のところ、そういう新規融資の落ち込みがあるということでございます。

○清山主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって商工政策課、産業振興課、企業立地課の審査を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時54分休憩

午後2時58分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

これより雇用労働政策課、観光推進課、オールみやぎ営業課の審査を行います。

委員の質疑は全てが終了した後にお問い合わせいたします。

○天辰雇用労働政策課長 雇用労働政策課の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

雇用労働政策課は上から3段目の欄であります。

当課の平成27年度一般会計の決算額は、予算額22億860万6,000円、支出済額19億6,416万3,011円、翌年度への繰越額1億3,094万4,000円、不用額1億1,349万8,989円、執行率は88.9%、翌年度繰越額を含む執行率は94.9%であります。

次に、11ページをお開きください。

(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

上から3段目の(目)労政総務費であります。

不用額は7,452万7,621円となっております。

主な理由であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し実施しました地域人づくり事業におきまして、新規雇用者の中途退職等に伴い委託料に不用額が生じたこと、また、お試し就業支援・UIJターン助成事業において、助成実績が見込みを下回ったことにより、補助金に不用額が生じたことなどによるものであります。

なお、執行率は84%であります。翌年度繰越額を含めると93.6%であります。

次に、下から3行目の(目)労働教育費であります。

不用額は219万6,407円となっております。

主な理由であります。国の経済対策に伴う地方創生加速化交付金の交付決定によりまして、委託料に不用額が生じたことなどによるものであります。

また、執行率は16.1%であります。翌年度繰越額を含めると91.2%であります。

次に、下の12ページをごらんください。

下から7行目の(目)職業訓練総務費であります。

不用額は1,853万4,406円となっております。

主な理由であります。国からの受託事業であります宮崎成長産業人材育成事業において、委託料の確定等に伴い不用額が生じたことによるものなどであります。

次に13ページをお開きください。

中ほどの(目)職業訓練校費であります。

不用額は1,814万8,005円となっております。

主な理由であります。離職者等の再就職を促進するための委託訓練におきまして、委託先へ支払う、就職率に応じた報奨金が見込みを下回ったことなどによりまして、報償費に不用額が生じたこと、また、訓練の受講者数が見込みを下回ったことによりまして、委託料に不用額が生じたことなどによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の雇用労働政策課のインデックスのところ、201ページをお開きください。

まず、産業づくりの4の(1)産業を支える人財の育成・確保であります。

主な事業について御説明いたします。

1段目の認定職業訓練助成事業費補助金であります。これは中小企業の事業主等がその従業員に対する職業訓練を行う認定職業訓練校の運営費の一部を補助し、従業員のスキルアップを支援したところであります。

次の技能向上対策であります。小中学生等への技能体験教室や高校生等への熟練技能士による技能講座などを行いまして、将来を担う若者などのものづくりへの関心の醸成等に努めたところであります。

また、技能まつりを開催しまして、産業を支える技能や技能士に対する県民の意識の高揚に努めたところであります。

左側の202ページをごらんください。

県立産業技術専門校であります。西都の本校では、高等学校卒業生以上の方を対象に、電気設備科など4学科で1、2年生合わせて127人に対しまして職業訓練を行ったところであります。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業生以上の方を対象に、建築科など3学科19人に対し、1年間の職業訓練を行ったところであります。

委託訓練につきましては、パソコン事務等61の訓練コースを設け、離職者や母子家庭の母などを対象としまして、合計1,048名の方に職業訓練を実施し、早期の就職促進に努めたところであります。

次に204ページをごらんください。

(2) 就業支援と職場環境整備であります。

2段目の就活アシスト！わかもの人財育成であります。ヤングJOBサポートみやざきにつきましては、業務を民間に委託し、若年求職者に対しまして就職相談や職業紹介などを行うとともに、就職活動に必要なマナーや基礎知識を学ぶセミナーの開催などを通じ、就職支援を行ったところであります。

その下の段の改善事業「宮崎で働こう！県内就職支援」であります。ふるさと宮崎人材バンクの運営やふるさと就職説明会の開催等により、県内企業と求職者のマッチングに取り組んだところであり、また、大学3年生等を対象としたインターンシップや企業見学会を実施しまして、県内企業への理解を深める機会の創出を図ったところであります。

205ページをごらんください。

1段目の緊急雇用創出事業臨時特例基金であります。地域における雇用・就業機会の創出や在職者に対する賃金等の処遇の改善を図るた

め、市町村への補助を行い、70人の新規雇用や6事業所における処遇の改善につなげたところであります。

その下の地域人づくりであります。地域の実情に応じた雇用の拡大と在職者に対する処遇の改善を支援しまして、124人の新規雇用や142事業所の処遇改善につなげるなど、安定的な雇用の創出等に努めたところであります。

最後に一番下の段の労働福祉であります。九州労働金庫に貸付金の預託を行いまして、中小企業労働者等を対象とした低利の教育資金などの融資を実施することによりまして、労働福祉の向上に努めたところであります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

決算特別委員会資料のほうにお戻りください。最後のページ、22ページをごらんいただきたいと思っております。

(1) 契約事務の指摘事項についてであります。産業技術専門校におきまして、消防設備保守点検等業務委託について、長期継続契約の当年度執行に係る事務処理が大幅に遅れていたという指摘であります。

これにつきましては、担当内におきまして、業務全般で書類をチェックするだけでなく、節目ごとに声かけを行うことで連携と情報共有の強化を図るとともに、年間契約の委託業務につきましては、共有ファイルを利用しまして、予算執行前から契約、支払いまでの進捗状況を担当リーダーほか、ほかの職員もチェックできる体制をつくるなど、事務手続きの遅延防止を図ったところであります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまし

では、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。

○福嶋観光推進課長 観光推進課の平成27年度歳出決算について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

当課は一般会計と特別会計がございます。

まず一般会計ですが、上から5番目の観光推進課の欄をごらんください。

一般会計予算額は17億7,099万8,000円、支出済額は15億6,818万3,804円、翌年度繰越額は1億3,545万3,000円、不用額は6,736万1,196円、執行率は88.5%、翌年度繰越額を含む執行率は96.2%であります。

次に特別会計ですが、下から3番目の観光推進課の欄をごらんください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計との合計になりますが、予算額は3億2,578万8,000円、支出済額は3億2,569万2,763円、不用額は9万5,237円、執行率は99.9%であります。

次に、資料の16ページをお開きください。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

上から3段目の(目)観光費であります、不用額が6,736万1,196円となっております。

まず、表の中ほどにあります委託料ですが、これは、外国人観光客受入環境整備事業に係るWi-Fi環境整備委託などの入札執行残であります。

3つ下の備品購入費は、主にスポーツランドみやざきグレードアップ事業のキャンプ等の受入環境整備に係る機器購入費が見込みより下回った事によるものであります。

その下の負担金・補助及び交付金は、地方創

生加速化交付金の交付決定によるもののほか、ふるさと旅行券誘客促進事業等の補助金の額の確定に伴う執行残であります。

なお、執行率は88.5%であります、翌年度繰越額を含めると96.2%であります。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明をいたします。

別冊になりますけれども、平成27年度宮崎県歳入歳出決算書でございます。この中ほどの特別会計の5ページをお開きください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

中ほどの歳入合計の欄をごらんください。

調定額86万1,378円、収入済額86万1,378円で収入未済額はございません。

次に8ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

中ほどの歳入合計の欄をごらんください。

調定額3億2,493万395円、収入済額3億2,493万395円で収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

別冊の平成27年度主要施策の成果に関する報告書の観光推進課のインデックスのところ、210ページをお開きください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力のある社会の(1)観光の振興についてであります。

まず、表の一番上、新規事業「観光みやざき創生」であります。

これは官民一体となった観光戦略プロジェクトチームを立ち上げ、食やアクティビティをテ

ーマに滞在日数や観光消費額等を延ばすための新しい取り組みの企画立案を行ったほか、クルーズ船などの経済効果調査を実施したものであります。

次のM I C E誘致総合対策では、これまでのノウハウを生かし、50件のM I C E開催支援を行うとともに、キーパーソンの招聘のほか、M I C E推進協議会を設置し、これまで以上に官民連携した誘致体制を整備したものであります。

次のページをごらんください。

表の一番上、新規事業「ふるさと旅行券誘客促進」であります。

これは県内の宿泊施設で利用できる旅行券の発行やネット予約での割引等を実施し、本県への旅行需要・消費喚起を図ったものであります。

2つ下の新規事業「外国人観光客受入環境整備」であります。

これは市町村等とも共同利用できる「M I Y A Z A K I F R E E W i - F i」の構築やアクセスポイントを設置したほか、外国人個人旅行者向けの多言語パンフレットの作成やバス停の英語表記、観光情報サイト旬ナビの外国語ページを充実することにより、外国人観光客受け入れのための体制整備を行ったものであります。

次に、一番下の新規事業「クルーズ・L C C元年推進」は、油津港改修により、16万トン級までのクルーズ船の受入環境が整備されたことや、関西国際空港からL C Cが就航したことから、クルーズ船誘致やL C Cとタイアップしたプロモーションを実施し、訪日外国人や関西からの誘客促進に取り組んだものであります。

212ページをお開きください。

一番上の新規事業「東京五輪等海外代表チーム事前キャンプ誘致活動」は、2019年のラグビ

ーワールドカップやスポーツランドみやぎきのプロモーションビデオを制作し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、ドイツやイタリアの競技団体に対し誘致セールスを実施したものであります。

次に、2つ下の新規事業「スポーツランドみやぎグレードアップ」であります。

これはスポーツキャンプ、合宿の誘致セールスや企業・大学・エージェント等の訪問、さらにはキーパーソン招聘事業などを実施したものであります。

その結果、平成27年度のスポーツキャンプ・合宿の受け入れ状況につきましては、データを取り始めた平成5年度以降、受入団体数、参加人員、延べ参加人員いずれも過去最高の実績となりました。

次の新規事業「東京オリンピック・パラリンピック等おもてなし推進」では、2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に参加国のキャンプ地を本県に誘致するため、P Rパンフレットやホームページを作成したほか、オリンピック・パラリンピックの開会式セレモニーにおける天岩戸開き神話の採用等に向け、提案・要望書を作成し、関係者への働きかけや首都圏でのP Rを行ったものであります。

次のページをごらんください。

表の一番上の宮崎の魅力再発見！県民総「語り部」化推進であります。

これは県民に神話やゆかりの地をより深く知ってもらうため、リレー講座や神話のふるさと講演会、小・中・高校における出前授業、記紀みらい塾を実施したものであります。

次の、「神話のふるさとみやぎ」ブランド定着支援では、地域において県民自らが神話・伝

説、伝統文化、史跡等を活用して企画実施する取り組みに対し支援を行ったほか、神話のふるさとみやぎのブランド確立を図るため、首都圏や関西の大学と連携した講座や神話ゆかりの県と連携したシンポジウム、PRイベント等を開催したものであります。

次に217ページをお開きください。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

まず、南九州広域観光ルート連絡協議会負担金は、南九州への教育旅行の誘致セールスを行ったほか、香港マスコミ招聘事業を実施するなど、国内外におきまして、南九州3県連携した誘客活動を行ったところであります。

次の東九州自動車道を活用した観光誘客促進は、大分県と共同で設立した東九州広域観光推進協議会を通じて、北部九州や四国地方等を主なターゲットに観光PRを行ったほか、NEXCO西日本と連携して高速道路の割引キャンペーンを実施したものであります。

このキャンペーンにつきましては、利用者実績が1万651件となり、NEXCO西日本でこれまで実施した同様のキャンペーンの中で最高の実績となっております。

主要施策の成果に関する報告書につきましては以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

平成27年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の42ページをお開きください。

(8) 県営国民宿舎特別会計についてであります。

下段の意見・留意事項等をごらんください。

「県営国民宿舎は、指定管理者制度を導入し

運営を行っている。えびの高原荘は、硫黄山の噴火警報に伴う交通規制等により宿泊客数等が減少したことから、損失を計上した。

また、高千穂荘は、宿泊客数が増加したものの宴会・披露宴等が減少したことから、収益は横ばいとなっており、引き続き損失を計上している。

このため、利用者の確保や適正な管理運営等について、引き続き指定管理者と十分連携を図りながら、効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見をいただいております。

平成27年度は、えびの高原荘におきましては、リピーター対策や閑散期対策などの各種の対策を行ったものの硫黄山の影響が大きく、宿泊客数が減少し損失を計上しました。

高千穂荘におきましては、東九州自動車道の開通が進み、宿泊者数は増加しましたが、宴会・披露宴等が減少したため損失を計上したところであります。

県としましては、引き続き指定管理者と連携を図り、誘客の強化や経費の削減等を行い、経営の健全化を図るとともに、適宜指定管理者を指導し、効率的かつ安定的な施設の管理運営に努めてまいりたいと考えております。

観光推進課の説明は以上であります。

○酒匂オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課の平成27年度の決算につきまして御説明をいたします。

決算特別委員会資料にお戻りください。2ページをお開きください。

オールみやぎ営業課は、上から6番目の欄であります。

予算額は10億8,023万5,000円、支出済額は8億3,443万6,349円、翌年度への繰越額は5,500万

円、不用額は1億9,079万8,651円、執行率は77.2%、翌年度繰越額を含む執行率は82.3%であります。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

資料の19ページをお開きください。

まず、上から3段目の(目)計画調査費であります。

不用額が146万2,413円となっておりますが、これは旅費等の事務費や委託料などの執行残であります。

次に、同じ下から2段目の(目)商業振興費であります。

執行率が85.3%であります。これは旅費等の事務費に執行残が生じたことによるものなどです。

次に20ページをごらんください。

上から6段目の(目)貿易振興費であります。

不用額が657万3,009円です。これは、世界に広げよう！グローバル展開支援事業の実績確定に伴う補助金等の執行残などです。

なお、執行率が76.2%です。翌年度繰越額を含めると95.3%です。

次に7段下の(目)物産振興費です。

不用額が1億8,132万6,409円で執行率が62.0%です。これは、ふるさと名物商品PR事業の国交付金の交付確定などに伴い、委託料等に執行残が生じたものなどです。

次に資料の21ページをお開きください。

上から3段目の(目)観光費です。

不用額が100万2,674円です。これは旅費等の事務費や負担金の執行残などです。

次に、主要施策の成果に関する報告書につい

て御説明をいたします。

報告書のオールみやざき営業課のインデックスのところ、218ページをお開きください。

人づくり1の(1)国際化への対応についてです。施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

まず、外国青年招致です。

これはアメリカ、韓国、シンガポールから各1名の国際交流員を当課に招致しまして、県民との各種交流活動や通訳・翻訳等の業務を実施したところでもあります。

次に、国際理解・国際交流促進では、国際交流員等が県内の学校を訪問して国際理解講座等を実施し、児童生徒の国際理解の促進を図ったところでもあります。

次に219ページをごらんください。

一番上の多文化共生地域づくり推進です。

これは地域住民と外国人住民とがともに地域の一員として協力しあう多文化共生社会づくりを進めるため、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託し、普及啓発事業として広報誌等による情報提供のほか、在住外国人支援事業として日本語講座や外国人住民法律・生活相談を実施したところでもあります。

次に、東アジアとの交流促進でございます。

芸術・文化・スポーツ等の分野で活躍している、本県と台湾の民間団体に、相互交流に向けた話し合いや視察等を行っていただき、草の根レベルの交流促進を図ったところでもあります。

次に、海外技術研修員・留学生受入交流では、ブラジル、ベトナムから各1名の海外技術研修員とブラジルから1名の留学生を宮崎大学等へ受け入れ、修学・研修の機会を提供するとともに、交流事業や地域行事への参加を通じて、県

民との交流や国際理解の増進を図ったところ
あります。

続きまして221ページをお開きください。

産業づくりの2の(2)商業・サービス業の
振興についてであります。

まず、表の一番下、東アジアネットワーク拡
充であります。

これは海外交流駐在員を上海及び香港に、ま
た、台湾に貿易アドバイザーを配置しまして、
貿易・投資等に関する情報収集や本県企業の海
外活動の支援、観光・コンベンションの誘致促
進などに努めたところであります。

続きまして、222ページをお開きください。

一番上の改善事業「オールみやぎ県産品輸
出拡大総合支援」であります。

これは、平成27年10月に開設されたジェトロ
宮崎貿易情報センターの運営負担を行うととも
に、ジェトロ等と連携しながら、香港・台湾な
どにおける海外見本市への出展などを行い、県
内企業の海外市場への県産品の輸出促進を図っ
たところであります。

次に、1つ飛びまして、新規事業「世界に広
げよう！グローバル展開支援」であります。

海外展開に当たっては、国際ビジネスに対応
できる人材が必要となることから、セミナー等
の開催や海外バイヤーを招聘した商談会を開催
するなど、企業のグローバル人材の育成などを
図ったところであります。

次に、223ページをごらんください。

一番上の、オールみやぎによる県産品定番
化・定着化促進であります。

これは県物産貿易振興センターに委託しまし
て、首都圏等で行われるスーパーマーケット・
トレードショーなど大規模商談会への参加や物
産展の開催、新宿みやぎ館KONNEやみや

ぎ物産館等のアンテナショップを活用した展
示・販売等を通じて、県産品の販路拡大と定番
・定着化を図ったところあります。

次に、新規事業「ふるさと宮崎応援寄附金」
振興」であります。

これは、より多くふるさと納税による寄附を
本県にしていだけるよう、魅力的な県産品の
返礼品を用意し、そのPRを積極的に行ったと
ころであります。

続きまして225ページをお開きください。

3の(1)観光の振興についてであります。

まず、表の2番目「オールみやぎ」発信で
あります。

これは本県の農畜産物や特産品、観光などの
魅力を効果的にアピールするため、首都圏、関
西、福岡の各都市圏におきまして、本県の魅力
を集中的にPRする「みやぎひなたweek！！」など民間企業等と連携し、プロモーション活動を実施したところあります。

また、本県のシンボルキャラクター、みやぎ
犬を活用したPR活動や、さらに本県の食と
旅の魅力等を中心に紹介した情報誌「J a j a」
を作成し、本県の魅力や旬の情報を全国に向け
発信したところあります。

最後に、新規事業「みやぎプロモーション
推進」であります。

これは本県の知名度・好感度の向上による地
域活性化を図るため、新たに作成したキャッチ
フレーズ「日本のひなた宮崎県」のもと、ポス
ターやPR動画等の各種宣伝ツールを活用する
など、県内外に向けた効果的なプロモーション
展開に取り組んだところあります。

主要施策の成果につきましては以上でありま
す。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報

告書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

オールみやざき営業課の説明は以上であります。

○清山主査 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はありませんか。

○後藤委員 説明資料の206ページ。雇用労働政策課の説明会、マッチング等により就職した人数929名。その前の205ページの緊急雇用創出事業臨時特例基金、地域人づくり、ここで新規雇用者数が70名と124名。これが内数でないというのをまず確認をさせていただきたい。

○天辰雇用労働政策課長 206ページの分につきましては、県を中心としたマッチング支援によりまして就職した数で、205ページは国の緊急雇用の基金を使いました数字で、別の数字になっております。

○後藤委員 地域人づくりの県単の部分も入っていないということによろしいですか。

○天辰雇用労働政策課長 この中には入っておりません。

○後藤委員 では、この説明会、マッチング等にかかった事業経費というのが出てくるんですか。

というのは、ある県で1人当たりの雇用人数にかかった経費を出していきまして、これが非常に事業評価をする意味で大事じゃないかと思いきましてお聞きした次第なんです。

○天辰雇用労働政策課長 このマッチングの内容なんですけれども、多岐にわたっておりまして、県外で行っておりますふるさと就職説明会、県内での就職説明会、労働局と共催で行っておりますいろいろな就職フェアによる決定件数、さらには、ヤングJOBサポート、ふるさと人材バンク、そういったものによるマッチングの

数をトータルしておりますので、今の段階で全体の数字が幾らになって、1人当たり幾らというのはちょっと出していない状況です。

○後藤委員 決算を経て予算に生かすということで、これではっきり地方と都市部での1人当たりの雇用の経費額が全然違う、特に東北か何かが高くなってくるんですけれども、そういった着眼点というのは大事かと思いきまして。国の事業、県の事業、あるいは市町村の事業をミックスしながら、1人当たりの雇用にかかった経費を出していくと、1つの費用というのが出てくるんじゃないかと思ってお聞きしました。

次に観光推進課なんですけど、大分、そして鹿児島と取り組んでいただきまして、特に東九州自動車道の開通で非常に効果が高いんですが。今、「ふっこう割」等々でお世話になってます九州観光推進機構の負担金はどこの費用で出てくるんですか。

○福岡観光推進課長 費目でいいますと負担金になりますけれども、主要施策の成果には、申しわけございません、掲載しておりませんが、上げるとしたら、主要施策の成果の217ページの県境を越えた交流連携に上がってくるべきものでございます。

○後藤委員 その負担金額を教えてください。

○福岡観光推進課長 およそ3,500万円弱でございます。

○後藤委員 これは九州各県、例えば、福岡県さんは多いと聞いているんですが、福岡県の場合はどのくらいの額を。

○福岡観光推進課長 平成27年度になりますけれども、福岡県が7,347万4,000円となっております。ほかの県は全て3,500万円前後となっております。

○後藤委員 実は観光推進課もそうなんですけ

れど、オールみやぎ営業課も、結構イベント
というか、福岡県に行っていました。この3,500
万円の事業効果。海外から見るとどうも九州は
1つという捉え方をされていて、これは非常に
効果を発揮しているのであれば、この額的なも
の……。福岡は倍でありがたいんですが、機構
の内容を今まで数字で見えていないものですから、
当然、九州のPRイベント等に使われていると
思うんですが、どういう効果が。

○福嶋観光推進課長 7県合同で取り組んでお
ります関係で、宮崎県にどれだけの効果を及ぼ
していただいているのかというのは見えづらい
ところはあるんですけれども、宮崎単県ではで
きないところを九州全体ということで、例えば、
ふっこう割にしてもそうなんですけれども、P
Rできているということ。それと、外国人など
遠くから来れば来るほど、宮崎というピンポイ
ントではなくて九州に行きたいと広く周遊され
ますので、そういう意味では、九州観光推進機
構の中で取り組んでおります広域観光ルートづ
くりですとか、外国からのファムツアーですと
か、キャリア・エージェントとタイアップした
商品造成、こういったものはなかなか単県では
取り組みにくいところの効果を出していただい
ているんじゃないかと認識をしております。

○蓬原委員 主要施策の成果に関する報告書
の205ページ。働きやすい職場環境づくり整備と
いうのが県単であるんですけれども、中小企業労
働相談309件。先ほど労働委員会の説明を受けた
わけですが、これと必ず100%リンクはしていな
いんでしょうけれど、この労働相談はどういう
もので、労働委員会が受けている労働相談とい
うのは三百何件あるんですけれども、これとの相
関、あるいは連携はどうなっているのかを教え
てください。

○天辰雇用労働政策課長 これは当課及び県内
の商工センター3カ所におきまして、労働相談
所という形で相談を受付けております。その数
字をここに計上しておるような状況ですけれど
も。

○蓬原委員 労働相談というのは労働問題です
か。就職の話なんですかね。

○天辰雇用労働政策課長 一般的には中小企業
の従業員、使用者、それぞれからの労働の相談
という形になります。

○蓬原委員 例えば、労働条件がどうか、給
料はどうすべきかとか、そういうお話ですか。

○天辰雇用労働政策課長 そういった賃金の問
題、もしくは雇用している方の状況、退職なり、
そういった問題についての相談が多うございま
す。

○蓬原委員 経営者側からの相談とっていい
んですか。

○天辰雇用労働政策課長 経営者側からの相談
もございます。

○蓬原委員 その上に処遇改善事業所数とい
うのがあります。処遇改善、これはどういう意
味合いのものなんでしょうか。

○天辰雇用労働政策課長 地域人づくり事業の
話ということであれば、これは緊急雇用対策基
金で取り組んだ事業でありまして、県内の事業
所で新たに雇用する取り組みと、もう一つは、
実際に雇用している方の賃金なり、もしくは非
正規を正規にするといった処遇改善に取り組ん
だ事業所の数でございます。

○蓬原委員 いわゆる働く人たちの処遇、賃金
をあげるとかの処遇改善を図るためのものだ
ったということですね。

続けて聞きます。

ずっと下の労働福祉、退職金共済制度普及促

進事業というのがあります。これは退職金共済制度というの、国関与の、小さな中小企業が加入して何年過ぎると社員の皆さんに退職金をやるという制度のお話ですか。

○**天辰雇用労働政策課長** 従業員9人以下の小規模事業所の事業主に対する掛け金の助成という形になります。

○**蓬原委員** 9人以下の小規模企業のですか。

○**天辰雇用労働政策課長** そういうことございます。

○**蓬原委員** 91事業所、249人というのは、そのことによって91の事業所がそういう制度に加入されて、改めてお勤めの249人の方々が退職金制度の恩恵を受けるようになったと理解していいんですか。

○**天辰雇用労働政策課長** はい。これに加入した場合の掛け金につきまして、一部助成をするということになります。

○**蓬原委員** なぜこの話をするかという、この前の委員会のところでもお話ししましたが、若者がなぜ地元に着しないかということにつながると思うんです。

さきほど横田委員から賃金の話がありましたけれど、例えば、なぜ中国に日本の企業が出ていったかという、それはやっぱり一番経費のかかる人件費が安いからなんです。中央からこちらに来るのも、昔の誘致企業というのは、企業がこっちに進出してくるのはいわゆる賃金が安くて人件費が安いから、こちらに来てかなりペイするので、労働単価の安いところに行くというのが、企業が進出する場合の一番の条件だった。

しかし、先ほどの説明によると、人手不足が一番にあって、必ずしも賃金が安いからではないと聞いたわけですが。

だから、若者の地元の定着率54%、2年連続最下位というのは、労働条件というのが少しずつよくなっていかないと、なかなか若者は——先ほどの給料のお話、それと退職金のお話、いろんな福利厚生等々、あるいはお休みのこととかもあるでしょう。

だから、時間はかかるけれども、そういうことを少しずつ底上げを図っていかないと。この前のアンケートもありましたけど、若者が地元に着したくないというのは、やっぱりそういうのが根底にあって親も地元で働きなさいと言いきれないところがあって、最下位を続けていくんだと思うんです。そういう意味でも労働政策課の政策というのは、息の長い仕事として、これは中央との格差是正ということでもあると思うんですけど。先ほど企業立地課長の話で、必ずしも賃金が安いからくるという話ではないということだから、そういうことを考えれば、中央との格差を狭めていっても、誘致企業も賃が高くなったから来なくなるということでもない状況も生まれつつあるのかと思うので、それで、その労働条件に関する話を聞いたところでした。

だから、経営者にしてみれば、小さな経営体の中で切磋琢磨して、競争しながら生きていかないとという大変さはわかるんです。わかるんですけども、長いスパンの中で、労働政策を進めてほしいなど。それが結果的に若者定着があって地方創生につながるんだということなので。あちらを立てれば、こちらが立たず非常に難しい状況であるけれども、以上のような話を聞いたところでありました。課長にはこの実績を踏まえて、今年度、来年度、さらに頑張してほしいということを申し添えておきます。

意見の陳述になりましたけど、そんな質問の

背景にはそんなことを考えていたということです。

○丸山委員 主要施策の203ページのところで、認定職業訓練の生徒数がずっと減ってきているんですけども、これは普通と短期とわかれているんですけど、どのような形で減少しているのかをもう少し詳しく教えていただけるとありがたいと思っているんですけども。

○天辰雇用労働政策課長 内容的には、ごらんのとおりに減少しているわけなんですけれども、原因といたしましては、やはり技能職の仕事につく方が減少していることと、実際にそういった従業員がいても、そういう訓練に出すことがなかなか厳しくなっている状況があると。余裕がないと。そういったことでこういった現象が起こっているようであります。

○丸山委員 小規模だからなかなか出せないということだけなのか。人材育成をしっかりと、人手がほしいという話は我々はよく聞くんですけども、実際、人がいないということのあらわれなのか。もしくはどうとればよろしいのでしょうか。

○天辰雇用労働政策課長 まさしく人手不足といったことも背景にあるかと思います。また、そういった技能職につく人そのものも減少しているのではないかと考えております。

○丸山委員 その中で、県立産業技術専門校の定員率というのはどれくらいと認識すればよろしいでしょうか。

○久松県立産業技術専門校長 高校生以上を対象とする西都で4つの科がございますが、各定員が20名、2年で教育しておりますので160名の定員といったところでございます。

なお、高鍋校については1年間の課程ですけれども、建築が20、塗装が20、それと販売実務

が10という定員でございます。

○丸山委員 定員160名の127名ということになると90%ぐらいなんですかね。それが、毎年毎年、生徒数が充足していないのかをお伺いできればと思っているんですが。

○久松県立産業技術専門校長 当校は15年度に開校しております、15年からしばらくは定員をほぼ満たしておりましたけれど、年々定員の充足率が下がっております。

ことし入学でいきますと62名ということで、今までの経緯からいいますと、順次下がってきて、ことしが一番最低の充足率という状況になっております。

背景としまして、当然、新規学卒者が多く、約8割が新規学卒で、高校を卒業して入ってくる現状がございまして、背景として少子化によって人が少なくなっているという現状の中で、それが一番大きな要因かと。

それと、我々の反省点については、少しPRが不足しているかなと。県民にちょっと周知が不足している部分もあるのかなとっております。

○丸山委員 産業技術専門校が人材を提供するコアになっていると思っていますので、しっかりPRをしながら、高校と連携しながら、また、人材確保に取り組んでいただきたいとっております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○久松県立産業技術専門校長 我々もそれが一番大きな課題だと思っております。

各定員が20名ずつありますので、それを充足していただくだけのスタッフ、それから施設の整備も行ったわけでございますので、できるだけ定員を満たして、県の産業界に送れるように、それが一番最大の課題と思っておりますので、引き続き努力していきたいと思っております。

○丸山委員 今度は観光推進課にお伺いしたいのですが、委員会資料の中の16ページに備品購入費の中で600万円の不用額となっていて、キャンプ用品の不用が出たからという説明だったんですが。主要施策のほうで見てみるとキャンプに来られている人数はふえているものですから、本来は備品なんかを購入できるものであればしっかり購入していただきたいと。

特別委員会ですらいろいろ施設を回ると、非常に老朽化していて、備品も足りないとか、大丈夫なのかという思いがあるものですから。なぜ600万円も不用になってしまったのかをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○福嶋観光推進課長 これはキャンプに来る方の受入環境整備ということで、昨年度、高気圧酸素カプセル、疲労回復に役に立つという——ベッカムカプセルといわれたものですがけれども——これを7台導入したときの経費が1,900万円の予算に対して1,300万円で購入できたと、ほぼ7割の価格で購入できたということで、不用残が600万円ほど出たということでございます。

○丸山委員 安く購入できて、せっかく600万円残ったのであれば、もっと環境整備をしたほうがいいと、ほかの団体からそういう要望があれば、それにも使えたんじゃないかと思うんですが、ほかにはなかったと認識してもよろしいのでしょうか。

○福嶋観光推進課長 これは市町村に補助金として出すようなものではなくて、県のスポーツキャンプのための環境整備という、県が直営の事業の中で実施したものですから、なかなかほかの目的には使えなかったということでございます。

○丸山委員 よくわかるんですけど、予算があるのであれば、キャンプに来ていただいている

ところに何かないですかとか、ほかのものを購入していただいたほうがよかったのかなという気もするものですから。酸素の機械を安く買えたからよかっただけではなくて、もう少しほかにもないでしょうかというのも、あってもよかったのかなということでお伺いさせていただきました。

○福嶋観光推進課長 この事業の財源が地方創生交付金ということがありまして、国に申請した用途以外への転用ができなかったということでございます。

○丸山委員 地方創生交付金は、交付金とちょっと非常に使いにくいというのが改めてわかりましたので、この辺も少し、今後議論させていただこうかと思えます。

○横田委員 観光推進課の報告書の214ページの表ですけど、平成27年の実績と比べて30年の目標が下回っているところが何か所かあるんです。27年の決算審査だから30年の話をしてもしょうがないのかもしれませんが、数字が出ているから、下がっている理由をちょっと教えていただきたいんですが。

○福嶋観光推進課長 この主要施策の成果に掲げている数値は、県のアクションプランに基づいて設定されたものでございます。アクションプランの設定が平成26年の一番左端の数値の時点で30年の目標値を掲げたということになっております。

結果的に27年度に頑張りまして、目標を達成してしまっているんですけども、アクションプランの進捗状況を見るための数値になるものから、ここの設定変更ができないということでございます。

○横田委員 もう既に目標を達成してしまっただけで、モチベーションが下がらないよ

うに、ぜひ維持して、さらにこの目標値を大幅に上回るように頑張っていたきたいと思いません。

○蓬原委員 ちょっと関連して。

なぜ決算を審査するかというのは過去を踏まえて将来に生かすわけですから、今のは非常に良い指摘だと思っております。既に上回っているところについては、注釈をつければ、そういう過去につくったプランによる目標だからということなんでしょうけれど。であるならば、これは内部において総合政策課などしっかりと話をして、このカーブに合わせて修正して、さらに高みを目指して目標を設定していくと、そこにこの決算の意味があると思うので、今、大事な指摘を横田委員がしたと思うんですけど、そこは、ぜひ課長、前向きな御意見を。

○福嶋観光推進課長 目標をクリアしたからといってモチベーションを下げることはないように取り組みたいというのはもちろんですし、アクションプランはこのようになっておりますけれども、そのあとに昨年度末につくりましたグローバル戦略などでは、同じ項目があってもアクションプランよりも、より高い目標値を掲げて、そこを目指すことにしております。

また、油断をすると、例えば円高の影響とか、そういったことでまた下回ることもありますので、そこはもう常に全力で頑張っていきたい。

より高みを目指してということは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○蓬原委員 関連して。

今の214ページの表で、観光入込客数が1,590万人で1,579億円、単価が1人1万円。1人当たりの単価というのは、大体こんなものですか。

○福嶋観光推進課長 観光消費額が県内と県外で違ったり、日帰りと宿泊で違ったりしており

まして、単純に1人当たり幾らということとはなかなか言えないところがございます。

また、外国人ですと高くなる傾向もありますし、それぞれで単価は出している状況でございます。

○蓬原委員 宮崎が他県と比べて単価は安いのか、低いのかと。ちょっとそこを聞いたかったです。

○福嶋観光推進課長 他県と比べますと、おおむね低い方だと認識しております。

1つは日帰り客が多いこと。それと、やはりおみやげものとか、食事とか、そういったところでもっと工夫が必要なんじゃないかと感じております。

滞在時間を長くする。特に泊まってもらうということが一番消費額を引き上げることとなりますので、いかに泊まっていただくか。夜メニューとか、朝メニュー、夜の催し物とか、朝にウミガメが見れるとか、何かそういったもので工夫をすとか、より魅力を高めるための方策を考えなければいけないと日々取り組んでいるところです。

○清山主査 委員の皆様にお諮りいたしますが、日程は午後4時までとなっておりますけれども、このままもう少し継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳重委員 県立産業技術専門学校についてですが、施設内訓練ということで4科127名、あるいは短期間で十数名ほか、たくさんあるわけですが、お金がかかるわけで、この人たちは、ほとんど県内就職をされていると理解してよろしいんですか。

○久松県立産業技術専門校長 27年度の実績で申し上げますと72%が県内、二十数%が県外というところで、27年度はそういう状況でありま

す。1期から15期を通しましても大体7割が県内に残っております。

○徳重委員 こういう訓練を受ける方には、それなりに支援金が出ているんじゃないんですか。どうなっているんですか。

○久松県立産業技術専門校長 基本、高校を卒業してすぐの方です。約2割は既卒の方で、一部は働いて一旦やめて、雇用保険を適用される方はいらっしゃいます。

ただ、一般の既卒の方については、そういう国の制度はございません。運営に関して、国庫補助金等で機器整備とか、運営費、人件費等の支援はございます。

○徳重委員 もう一つお尋ねしますが、203ページの成果の中の委託訓練生の就職率が84.7%というのは、どのように理解したらいいんですか。

○天辰雇用労働政策課長 委託訓練の場合には、仕事をされていない方が訓練を受けられていますので、その方の就職率ということで出しておりますけれども。

○徳重委員 あとの15.3%というのはどういう形になっていると理解してよろしいですか。

○天辰雇用労働政策課長 委託訓練終了後に就職ができた方ですので、残りの方は、まだこの段階で就職されていないと理解していただいていると思います。

○徳重委員 せっかくお金をかけて訓練をされるわけです。その後の動きというのは把握されていないんですか。もうそのままですか。

○天辰雇用労働政策課長 終了後、3カ月はフォロー、後追いをしておりますけれども、その後は確認はしていないような状況でございます。

○徳重委員 毎年こうして訓練をされるわけでしょうから、訓練だけしてしまっただけのままということになると、もったいない話だなと思う

んです。やっぱり、少なくとも半年、1年ぐらいのフォローアップはすべきじゃないかと思いますが、そういう考え方はないものですか。

○天辰雇用労働政策課長 現時点では3カ月ということでやっております。それが適正なのかどうか、今の御意見を参考にさせていただきながら、ちょっと考えてみたいと思っております。

○横田委員 雇用労働政策課にお尋ねしますが、先ほど認定職業訓練生の数がだんだん減っているというところで人手不足の話もありましたけれど、人手不足があればなおのこと、従業員一人一人のスキルアップをすることがその会社の収益アップにつながると思うんです。

ですから、202ページに企業や労働者のニーズに応じた訓練のあり方と書いてありますけれども、できるだけ多くの企業がこの職業訓練に参加していただけるように頑張れたらと思いますので、よろしくお願いします。

もし何かあれば。

○天辰雇用労働政策課長 委員のおっしゃるとおり、非常に重要なことだと思いますので、どういう形でこれを進めていけばいいのか、十分検討してまいりたいと思っております。

○蓬原委員 222ページのジェットロの運営というのは、県から半年分ですよね。県が幾ら出しているのかということだけ教えてください。

○酒匂オールみやざき営業課長 ジェットロ貿易情報センターにつきましては、これまで福岡に事務所がありましたときに、宮崎県を管轄していただいたこともございまして、その分の負担金を払っております。

それと、解消されました後につきましては、宮崎事務所の負担金ということで、昨年は両方の分の負担金を支払っているところでございます。

決算で申し上げますと、ジェット福岡貿易情報センターの4月から9月分の負担金が50万円と宮崎事務所の分につきましては10月から3月分の半年間ということで733万円、合計の783万円を県としては負担したところでございます。

○蓬原委員 半年分ですか。福岡に4月から9月。

○酒匂オールみやざき営業課長 ジェトロ福岡の分が半年間の50万円、残りがジェトロ宮崎の分が半年間で733万円ということでございます。

○蓬原委員 ありがとうございます。

それから187ページ、創業支援事業による新規14となっております。これはベンチャー企業と新規創業者となっておりますけれど、おおむねどういう企業が新規、あるいはベンチャー企業として創業になったのか。

○清山主査 審査グループが違いますが、せっかくなので答弁をお願いします。

○黒木商工政策課長 187ページに実績値14と上がっております。これは創業、あるいは既に事業をやっている方で新商品、新サービスで新たに新事業を立ち上げたいと、そういった方でありまして。

ですから、新しいアイデアを持って新商品や新サービスを展開されるというのが多くて、新商品の小売関係とか、あるいはサービス業、そういったのが多うございます。

具体的な例を挙げますと、従来よりも軽い力で自転車がこげる、そういった製品を開発してこれを売っていきたいという方とか、サーフィンにフィンという部分があるんですけども、これを簡単に取り外しできるということで、サーフィン愛好家の方で人気をよんでおりまして、そういうのを考えた方とか、そういった方々を含めた14件ほどがここに挙がっております。

○西村委員 観光推進課の212ページ。プロスポーツキャンプのスポーツターフの維持管理、これは事業が出たときから非常に注目をしておったんですけども、これを見ると、管理アドバイザーの派遣が10回、実地研修の実地が10回というのは10カ所なんでしょうか。同じところに複数回行っているのかを聞きたいです。

○福嶋観光推進課長 維持管理実地研修につきましては、県総合運動公園の芝生について実施をしているということ。それと、アドバイザーの派遣については、10回となっておりますけれども、県総合運動公園のほか、宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、門川町に派遣を行って、その芝生について養生を行っているということでございます。

○清山主査 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって雇用労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時7分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

前半、後半の説明と質疑が終了いたしましたので総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について何か質疑はございませんか。

○蓬原委員 総括ですから、前のほうに戻ります。

194ページなんですけれども、東京ビルのオフィスとしての県内企業への貸付なんですけれども、4年先にオリンピックが始まります。全国の政審会長会があったときに——私は政審会長じゃ

ないんですけれど、代理で行ったときに、全国皆集まっているわけですが、東京都議会の政審会長さんが、その他の項の中で手をお挙げになって、「いろんな仕事が東京に既にあって、これからますますふえてくる。やりきらん」と我々に呼びかけだったんで、パンフレットがありましたけれど、地方の皆さん、東京のほうに目を向けて仕事をされる方々を募りますみたいなお話だったんです。

だから、このオフィス、ある意味、今ねらい目というか、これは決算ですから来年の話ばかりしてもいけないんですけれども。決算ですから、今は9企業ということですが、傾向的に東京オフィスを借りてやろうとしていらっしゃる宮崎県の企業の皆さん方のマインド、気持ち、方向というのはどうなのかと。決算ですからその質問をしたかったですけれど。

○野間産業振興課長 3月現在時点での入居が9企業ということなんですが、東京フロンティアオフィスは、個室とブースを含めると13室ございます。

空きがあるたびに募集をして、そのたびに応募がございまして——今回ちょっと空いてますけれども——だんだん埋まるということですので、東京に進出したいという企業のマインドというか、そういう気持ちのある企業は潜在的にあると思います。東京オリンピックを契機に積極的に東京の市場に進出されるように、もちろんオフィスのPR、それと企業の新しい展開をされるような働きかけをしていきたいと考えております。

○蓬原委員 ですから、東九州自動車道ができて、北九州からの自動車関連の仕事をより取り込んで、下請けをふやそうということなんですけれど。ある意味、ここ数年間は東京がそうい

う北九州と並ぶ、あるいはそれ以上の宮崎県の企業が受注できる——仕事によってはリスクもあるでしょうけれど——そういうチャンスの時期ではあるということなので、東京オフィスの賃貸の事業は何年かになります、その経験を生かして。意外と来年、再来年、急激に増える可能性もあるので、過去の経験を生かして、何かのプラン、心構えをしておいたほうがいいのではないかと。

決算ですから、また別のところで語りませけれども、過去のこの経験を生かして何とか将来につながられないのかと思ったもんですから。そういう需要があるのは間違いない。感想があれば。

○野間産業振興課長 今、委員御指摘のように、潜在的な需要はあると思いますので、そういう県の貸しオフィスがあるというPRもして、積極的に進出していただけるように働きかけ等を行ってまいりたいと考えております。

○横田委員 記紀編さん事業が始まる前に、神話では人は呼べないという議員さんがおられたんですけれど、この214ページの表を見ますと、神話ゆかりの主要な神社等の観光客数は555万人で、もう既に30年の目標値を達成しているということですね。

一番上の観光入込客数の3分の1は神社等に訪れていただいているということですので、神話でも十分人は呼べるんだと思うんですけれど、そういう考えで大丈夫ですか。自信を持ちたいもんですから。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 517万人から555万人ということで、事業を取り組んでから着実に数字が伸びてきているとは思っております。記紀事業だけの成果ということではもちろんございませんけれども、いろんな事業の成果

が徐々に出てきているんだろうと
思っているところでございます。

○横田委員 さらに頑張ってい
きましょう。よろしくお願
いします。

○丸山委員 商工観光労働部は、
商工政策、また、雇用対策、
観光も含めて、いろいろ幅
広くやっていますけれども、
毎年度聞いているんです
が、各部に政策調整費があ
ると思うんです。平成27
年度にはどういったもの
に使って研究されていて、
どういう成果が出てきた
のか。

それが、種をまくというか、
開拓というか、今後どう
やっていこうとか、27
年度はグローバル戦略を
つくったりとか、いろい
ろなことをやっています
けれども、いろんなこと
を27年度やっていただ
いたんじゃないかと思っ
ています。その辺を少し
教えていただきたいと思
っております。

○黒木商工政策課長 政策調
整費は、昨年度におい
ても300万円の予算措
置がございまして、それ
を活用しまして3件ほど
調査事業等を行って
おります。

1つは、昨年度、当部にお
いて産業振興戦略を策
定しましたので、この
関係で県内外の経済動
向等の調査などを行っ
たところです。

これとあわせて、もう1
件は、県内の製造業に
関する売り上げとか、
あるいは取引の状況、
そういったものを調査
しまして、この2つの
調査につきましては、
昨年度の産業振興戦
略を策定する基礎資
料につながったと思
っています。

3つ目の調査としまし
て、首都圏の情報発信
拠点のリニューアル調
査事業を、首都圏の
情報発信拠点につ
いての調査、検討とい
うことで行いまして、
これは今年度検討し
ております情報発信
拠点の整備につ
いての基礎資料とし
て、現

在も活用しているところ
です。

○丸山委員 今言われたこと
も、調査したことを生
かしていただいて。また、
国においてはリーサ
スというビッグデータ
も含めてありますので、
それをうまく活用して
いただいて。宮崎県は
どうしても県際収支が
マイナスなんです。だ
から、できるだけ県
際収支を含めて改善
することは、産業の
広まりができるとか、
雇用の場を創出でき
るとかにつながって
いくと思っております
ので、ぜひ検討をし
ていただいて、結果
をいよいよ出して
いただきたくとあり
がたいと思います。

○蓬原委員 観光推進課長
に。難しい話じゃな
いんです。

クルーズ船が来るじゃ
ないですか。お金を
日本円にかえないとい
けませんよね、為替。
これは今、クルーズ
で来られる方たちは
どこで換金をされて
いるんですか。お
金を日本円にか
えて、日本で買
い物をされる
じゃないですか。

ファーストポート
であれば当然こ
こになきゃい
かんが、セカ
ンドであれば
福岡でか
えてくる
とか。

○福嶋観光推進課長 船
から降りた
ところに仮
設の換金所
を設けて、
そこで換
金をして
いるとい
うこと
でござ
います。

○蓬原委員 臨時に金融
機関が設
けていら
っしゃ
るとい
うこと
でし
ょうか。

済みません。突
飛もな
い質
問み
たい
にみ
える
ん
だ
け
ど、
ち
よ
っ
と
私
し
ゃ
べ
り
ま
す。

博多が恐らくことし
300、400ぐ
らい、3箇
所泊
まり
ます
から
来
る
い
う
お
話
で、
向
こ
う
の
担
当
と
話
を
し
た
と
き
に
お
も
し
ろ
い
な
ど。
担
当
も
お
も
し
ろ
く
お
話
に
な
っ
た
の
が、
今
は
機
械
が
あ
る
ん
だ
そ
う
で
す。
例
え
ば、
元
を
入
れ
て、
自
動
で
円
が
ぼ
ん
と
出
て
く
る。
外
国
の
人
は
こ
れ
を
結
構
お
も
し

ろがって、使うんだそうです。

それが日南にあるのかという気持ちがあって聞いたんですけど、今のお話でいくと、金融機関が来て臨時でお設けになるのかと思うんですけれど。

先ほど1,500万人で1,500億円ですから、単価は宮崎県で1人1万円ぐらいの観光消費額かと。せっかく来られるわけだから、先ほどの県際収支じゃないけど、できるだけ外貨を稼ぐという意味では、いっぱいお金を使っていた方がいいと。

福岡の担当がおっしゃったのは、そういう機械が何個かあって、おもしろがって、あの人たちお金をおろして、帰っていくんですけど。かえたものは、我々も外国に行ったときですけど、そのまま使い切って帰るわけで。できるだけ使っていただけるように、小さな話かもしれませんが、そんな話をさっき思い出したので、今、どこで換金されるのかと聞いたところでした。

言いたいことは、そういう機械があるのであれば、あそこにつくと意外と面白いかなと。

以上です。感想があれば。

○福岡観光推進課長 今は臨時で設置をしているということですが、福岡のターミナルみたいな立派なところであれば、そういう機械の設置というのも可能だとは思いますが、なかなか露店の状況では難しいのではないかと考えます。

ただ、今、現金よりはむしろカードのほうが多いと考えておまして、銀聯にしても、JCBにしても、そういったカードに対応できる体制というのは、県内も今後整えていく必要があるのではないかと感じました。

○清山主査 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

○清山主査 分科会を再開いたしますが、皆様にお伺いします。

本日の審査内容を踏まえて何か御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、29日の分科会は午前10時に再開し、県土整備部の審査を行うことといたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、本日の分科会を終了します。

午後4時21分散会

平成28年 9 月 29 日 (木曜日)

午前10時0分再開

出席委員 (8人)

主	査	清	山	知	憲
副	主	査	岩	切	達
委	員	蓬	原	正	三
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	横	田	照	夫
委	員	後	藤	哲	朗
委	員	徳	重	忠	夫
委	員	西	村		賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	東	憲	之介
県土整備部次長 (総括)	川	畠	達朗
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	大	谷	睦彦
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	森	山	福一
高速道対策局長	前	内	永敏
部参事兼管理課長	佐	野	詔藏
用地対策課長	河	野	和正
技術企画課長	木	下	啓二
工事検査課長	甲	斐	重隆
道路建設課長	蓑	方	公
道路保全課長	上	田	秀一
河川課長	阿	佐	真一
ダム対策監	矢	野	康二
砂防課長	永	井	義治
港湾課長	矢	野	透

空港・ポート セールス対策監	小	倉	佳彦
都市計画課長	巢	山	藤明
建築住宅課長	上	別府	智
営繕課長	山	下	幸秀
施設保全対策監	宮	里	雄一
高速道対策局次長	奥		泰裕

事務局職員出席者

議事課主任主事	森	本	征明
議事課主事	八	幡	光祐

○清山主査 分科会を再開いたします。

県土整備部の審査を行います。

まず、部長より、平成27年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○東県土整備部長 おはようございます。県土整備部でございます。

御審議いただきます前に、台風16号につきまして、若干御報告させていただきます。

座って説明させていただきます。

先週の台風16号につきましては、御存じのように、県内各地で記録的な雨量を観測しまして、浸水被害など大きな災害が発生したところであります。

河川におきましても、延岡市の北川や門川町の五十鈴川など、県内の15の河川において、一時氾濫危険水位を超過したところでありました。また、道路におきましても、国道10号や269号を初め多くの国県道が冠水や倒木などにより一部通行どめとなりましたが、現時点では4路線5箇所での通行どめとなっております。

道路や河川などの被害状況につきましては、現時点で把握しているところでは、被害箇所は県市町村を合わせまして約380箇所、被害総額は

約47億円となっております。県民生活に多大な影響を及ぼしましたことから、早期の復旧に努めてまいりますとともに、引き続き防災・減災対策を行っていききたいと考えております。

それでは、当分科会で御審議いただきます平成27年度決算の認定について、その概要を御説明いたします。

提出しております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、主要施策の成果について、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により御説明いたします。

表は左から、分野、将来像、施策の柱となっております。

まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。

右の将来像の一番上の、自然と共生した環境に優しい社会では、建設工事のリサイクルを支援することで低炭素・循環型社会への転換を図りますとともに、県民との協働による河川・海岸の環境保全活動の推進や公共下水道整備促進のための財政支援を行うなど、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

将来像2段目の安心して生活できる社会では、沿道修景美化推進対策や都市公園等の整備による、良好な景観と調和した地域づくりを進め、快適で人に優しい生活空間づくりに取り組みますとともに、街路整備や土地区画整理などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、地域交通の確保にも努めたところであります。

さらに将来像3段目の安全な暮らしが確保される社会では、宮崎県業務継続計画に基づき、非常時における行政機能を維持するため、県庁

舎の改修・整備を行い、多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりに努めるとともに、緊急輸送道路の防災対策や河川の改修、急傾斜地の崩壊対策など、風水害等の自然災害を未然に防止・軽減するための対策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組んだところでございます。

また、通学路など、歩道の整備や区画線・ガードレールの設置など交通安全対策の推進にも努めたところであります。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてであります。

右の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、県政の最重要課題であります高規格幹線道路の整備促進や地域高規格道路及びスマートインターチェンジの整備、また重要港湾の整備など、交通・物流ネットワークの整備・充実に取り組んだところであります。

次に、平成27年度決算の状況について御説明いたします。

お手元の別紙資料、1枚紙のものでございますが、平成27年度県土整備部決算概要をごらんください。

まず、一般会計についてでございます。

予算額804億1,206万9,243円、これに対します執行状況は、支出済額が624億9,597万3,376円、翌年度への繰越額が177億1,179万2,571円、不用額が2億430万3,296円となっております。執行率は77.7%で、翌年度への繰越額を含めると99.7%となります。

なお、繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整や用地交渉に日時を要したこと、さらには国の補正の関係などにより工期が不足したことによるものであります。

次に、特別会計であります。

まず、宮崎県公共用地取得事業特別会計であります。予算額2億7,837万1,246円、これに対する執行状況は、支出済額が2億4,580万2,889円、翌年度への繰越額が3,232万7,866円、不用額が24万491円であります。執行率は88.3%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

なお、繰り越しの理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

次に、宮崎県港湾整備事業特別会計についてであります。予算額13億6,287万円、これに対する執行状況は、支出済額が12億7,412万2,530円、翌年度への繰越額が1,230万円、不用額が7,644万7,470円であります。執行率は93.5%で、翌年度への繰越額を含めると94.4%となります。

なお、繰り越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

指摘状況を一覧にしたものを裏の面にまとめておりますのでごらんください。

平成27年度県土整備部に係る監査では、指摘事項が2件、注意事項が8件、合計10件の指摘を受けております。このうち、指摘事項2件につきましては、改善状況とあわせて、後ほど関係課長から御説明いたします。

以上、平成27年度決算状況等について説明いたしました。決算の詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させますので、御審議のほどよろしく御願いいたします。

以上であります。

○**清山主査** 部長の概要説明が終了しました。

これより、まず、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策

局の審査を行います。

委員の質疑は、全てが終了した後にお願ひします。

○**佐野管理課長** 管理課であります。

それではまず、県土整備部予算に係る共通資料について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

平成27年度歳出決算事項別明細総括表であります。

この表は、ただいま部長が説明いたしました、予算額、支出済額、翌年度繰越額等を各課別に整理したものであります。

次の3ページから4ページをお開きください。

この表は、2ページの表を款・項・目の科目別に集計したものでありまして、説明については省略をさせていただきたいと思ひます。

それでは、次に、管理課の決算について御説明いたします。

同じ委員会資料の7ページと8ページになります。

まず、8ページの一番下の段、管理課計をごらんください。

平成27年度の決算額は、予算額19億2,831万4,000円、支出済額18億4,705万1,407円、不用額8,126万2,593円で、執行率は95.8%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

7ページのほうをごらんください。

3段目、土木総務費であります。

不用額が7,522万7,722円、執行率は95.6%となっております。

不用額の主なものとしましては、職員の給料、

職員手当等の人件費であります。これは、県費で支出を予定していました人件費を、補助公共事務費に振りかえたことによるものであります。

次に、8ページをごらんください。

4段目、建設業指導監督費であります。

不用額が603万4,871円、執行率は97.3%となっております。

不用額の主なものとしましては委託料や補助金であります。委託料につきましては、建設業情報システムの改修費などに執行残が生じたものであります。また、補助金につきましては、新分野に進出を図ろうとする建設業者に交付しております、建設産業経営力強化支援事業補助金におきまして、申請のありました事業に1件の辞退があったことなどに伴い、執行残が生じたものであります。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の管理課のインデックス、289ページをお開きください。

施策の目標は、(2)の安全で安心な県土づくりであります。施策の推進のための主な事業及び実績の表の建設業指導であります。

右側の主な実績内容等の欄をごらんください。

建設業法に基づき建設業許可や経営事項審査を実施しましたほか、県内各地で研修会を開催し、1,775人の参加があったところであります。また、経営相談窓口を設置しまして、延べ22件の相談に応じましたほか、新分野進出に取り組む建設業者に対して4件の補助を行いますとともに、建設事業協同組合等への融資原資の貸し付けを実施するなど、経営基盤の強化に取り組む業者への支援を行ったところであります。

下のほうの施策の成果等ではありますが、安全で安心な県土づくりに重要な役割を果たしてお

ります建設業者に対しまして、先ほど申し上げましたような、主な実績内容等で御説明した支援を行うことによりまして、法令遵守の周知・啓発や経営基盤強化の環境整備、また将来の建設業を担う若年者に対し、建設業の役割や重要性について理解や関心の促進が図られたものと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございませんでした。

管理課につきましては以上であります。よろしくお願いいたします。

○河野用地対策課長 用地対策課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の9ページから11ページが当課であります。当課の予算は一般会計と特別会計がございますので、まず一般会計から御説明いたします。

9ページの一番下の段、一般会計、計の欄をごらんください。

平成27年度の決算額は、予算額2億1,698万2,000円、支出済額2億1,652万5,504円、不用額45万6,496円となっております。執行率は99.8%となります。

目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはありません。

次に、10ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計についてですが、決算額につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので省略させていただきます。

目の執行残が100万円以上のものではありませんが、執行率が88.3%となっております。これは、繰り越しによるものでございます。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせた決算につきましては、10ページの一番下の

段の用地対策課計の欄をごらんください。

予算額 4億9,535万3,246円、支出済額 4億6,232万8,393円、翌年度繰越額3,232万7,866円、不用額69万6,987円となっております、執行率は93.3%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

次に、特別会計の歳入についてであります。

11ページをお開きください。

歳入合計の欄をごらんください。

予算現額 2億7,837万1,246円、収入済額 2億7,837万1,963円となっております、収入未済額はありません。

次に、主要施策の成果についてであります。

報告書の用地対策課のインデックス、290ページをお開きください。

公共事業用地取得の推進であります。

これは、公共事業を円滑に推進するために、特別会計において公共事業用地の先行取得を行うものであります。平成27年度は、都市計画道路の「木花通線及び中央西通線防災・安全交付金事業」につきまして用地取得を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

用地対策課は以上であります。

○木下技術企画課長 技術企画課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

一番下、技術企画課計の欄をごらんください。

当課の平成27年度決算額は、予算額 3億3,365万円、支出済額 3億3,221万1,624円、不用額143万8,376円で、執行率99.6%となります。

次に、目の執行残が100万円以上、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

当課の(目)は土木総務費のみであります、不用額の主なものといたしまして、下から4行目の委託料で、公共工事の予定価格算出に必要な資材単価調査を委託する経費の確定に伴う執行残でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の技術企画課のインデックス、292ページをお開きください。

3の(2)安全で安心な県土づくりであります。

表の地域総合メンテナンスであります、これは道路巡視業務や異常気象時などにおける緊急時道路巡回・応急対策業務などの4つの業務の包括契約を昨年度より試行的に導入したものであります。

施策の成果等をごらんください。

これまで個別に道路や河川ごとに契約をしていたものを包括し、建設共同企業体などの共同受注を可能とする契約方式を試行導入することによりまして、連携・サポート体制が充実するなど、異常発見時の対応の迅速化が図られ、効率的・効果的な防災や減災対策につながるとともに、新たな雇用の創出につながり、地域の社会インフラの維持管理や災害対応を行う建設業者の担い手の育成・確保が図られるものと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

技術企画課は以上であります。

○葭方道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の13ページから15ページであります、15ページの一番下、道路建設課の計の欄

をごらんください。

平成27年度の決算額は、予算額が239億8,244万1,000円、支出済額が167億349万1,535円、翌年度への繰越額が72億7,894万8,000円、不用額が1,465円で、執行率が69.6%、翌年度への繰越額を含めると99.9%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

14ページをお開きください。

表の一番上、(目)道路新設改良費であります。執行率が65.4%となっております。これは、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書のインデックス、道路建設課のところ、293ページをごらんください。

(1)の交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

まず、公共道路新設改良であります。この事業は国の補助金や交付金により、県内国県道の改築を行うもので、一般国道では、国道219号外10路線25工区で整備を行い、2,438メートルを。地方道では、飯野松山都城線外44路線59工区で整備を行い、9,118メートルを供用開始したところであります。

次に、直轄道路事業負担金であります。国が整備する国道10号外2路線8工区の道路改築事業に対し負担したところあります。

次に、295ページをお開きください。

施策の成果等であります。

①から⑤に掲げておりますように、地域連携や都市部の渋滞緩和に資する道路整備、都城志布志道路や高速道路におけるスマートインターチェンジの整備を重点的に推進し、主な完成工

区としましては、②にありますように、県道宮崎高鍋線那珂工区約2キロが、本年3月に開通したところであります。

また、④にありますように、中山間地域の産業、生活、医療を支援するため整備を進めてきた西米良村の国道219号小春工区のうち、内之畑トンネルにつきましても、本年2月に開通したところであります。

今後とも、計画的・効率的な事業の推進に努めてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路建設課は以上でございます。

○上田道路保全課長 道路保全課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の16ページから19ページであります。

19ページの一番下、道路保全課の計の欄をごらんください。

平成27年度決算額は、予算額が175億3,101万2,000円、支出済額が140億5,298万3,623円、翌年度への繰越額が34億7,798万5,000円、不用額が4万3,377円で、執行率が80.2%、翌年度への繰越額を含めると99.9%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

17ページの中ほどの、(目)道路維持費であります。執行率は79.3%となっております。これは、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、18ページ下段の、(目)橋梁維持費であります。執行率は69.4%となっております。これも、翌年度への繰り越しによるものです。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の道路保全課のインデックス、296ページをお開きください。

(1)の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

沿道修景美化推進対策であります。沿道修景樹木の維持管理や沿道修景地区の花の植栽を行ったところでもあります。

次に、施策の成果等であります。宮崎県沿道修景美化条例で指定された地区を重点に樹木の管理や花の植栽を行い、道路環境の創出及び保全に努めたところであり、今後は、樹木の高木化・老木化などの課題に対応し、効率的な維持管理の推進に努めていくこととしております。

次に、297ページをごらんください。

(2)の安全で安心な県土づくりについてであります。

まず、公共道路維持であります。この事業は、国の交付金等により実施する事業であり、橋梁補修を初め、災害対策や舗装補修等を行ったところでもあります。

次に、県単道路維持であります。県が管理する国道及び県道におきまして、路面・のり面等の日常的な維持補修を行ったところでもあります。

次に、298ページをお開きください。

改善事業「みやざきの道」愛護活動推進についてであります。地域住民等が行う道路美化や草刈り活動について、支援団体に対して、活動用具や活動奨励金の支給を行ったところでもあります。

次に、299ページをごらんください。

施策の成果等についてであります。

①から③に掲げておりますように、橋梁等の道路施設の点検及び補修、道路パトロール等に

よる日常的な道路の維持補修により、道路利用者の安全確保に努めており、緊急輸送道路については、引き続き防災対策を進めて、その機能確保に努めていきます。

また、④にありますように、地域住民等が行う道路美化や草刈り活動については、広く県民へ活動内容の周知を図るなど、地域の活動支援に努めていきます。

次に、300ページをお開きください。

(3)の交通安全対策の推進についてであります。

表の上段の公共道路維持であります。この事業は、国の交付金等により実施する事業であり、歩道など交通安全施設の整備を行ったところでもあります。

次に、人にやさしい沿道環境整備であります。小規模な歩道の整備等を行ったところでもあります。

301ページをごらんください。

施策の成果等についてであります。

歩道等の整備については、通学路交通安全プログラムを踏まえ、防護柵や歩道の設置等を行ってきたところであり、今後もこのプログラムに基づく対策を実施し、一層の交通環境の充実を図っていくこととしております。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

次に、監査結果報告であります。

委員会資料の5ページをお開きください。

(2)支出事務についてであります。

道路保全課におきまして、九州風景街道活動支援事業補助金について、実績報告書の未提出により、交付額の確定通知が行われていなかったとの指摘であります。

これは、期限内に実績報告書の提出がなかつ

たため、交付額の確定通知ができなかったことによるものであります。指摘後、直ちに実績報告書を提出させまして、交付額の確定通知を行っております。今後は、補助金交付要綱に基づき、実績報告書の提出状況等を十分に確認し、再発防止に努めてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路保全課につきましては以上でございます。

○前内高速道対策局長 高速道対策局でございます。当局の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の45ページ、最後のほうになろうかと思えます。ごらんいただければと思います。

一番下の段、高速道対策局計の欄ですが、当局の平成27年度の決算額は、予算額15億6,899万5,000円、支出済額15億6,898万8,817円、不用額6,183円、執行率は99.9%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上あるいは執行率が90%未満のものについては該当ありません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の高速道対策局のインデックス、334ページをお開きください。

経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通・物流ネットワークの整備・充実についてです。

中段の表の施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

まず、1段目の高速道路網整備促進については、高速道路網の早期整備に向けて、各種大会及びシンポジウムなどの開催や国及び関係機関などへの要望活動を実施するものですが、27年度は、各種大会などを32回、要望活動を22回実施いたしました。

次に、2段目の直轄高速自動車国道事業負担金については、新直轄方式で整備するごらんの2区間の整備に係る県の負担金であります。

続いて、下段の表の施策の進捗状況についてであります。

高速道路の整備であります。平成27年度末におきまして70%の整備率となっております。

続いて、施策の成果等についてであります。要約して説明いたします。

335ページの②をごらんください。

まず、1行目後半の東九州自動車道では、未事業化区間の日南一油津間と夏井一志布志間において新規事業採択時評価の手続が完了し、事業中区間の清武南一日南間では、事業用地の取得が全て完了しました。

また、5行目の九州中央自動車道では、蔵田一北方間が開通し、高千穂一日之影間では平底トンネル工事に着手しました。

下から4行目からの今後の課題となりますが、未事業化区間である東九州自動車道の日南一志布志間、九州中央自動車道の蘇陽一高千穂間の新規事業化に向けて、引き続き、隣県や県内市町村などと連携し、国への要望活動などを展開していく必要があります。

なお、東九州自動車道の日南一油津間と夏井一志布志間におきましては、平成28年4月1日に新規事業化が決定されたところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

高速道対策局は以上でございます。

○清山主査 説明が終了しました。委員の皆さんから質疑はございませんか。

○徳重委員 管理課にお尋ねしてみたいと思いますが、成果の289ページの新分野進出支援事業

4件ということで、これはどういう業種、どういう分野に進出されてるか、教えてください。

○佐野管理課長 27年度は4件であります、内容としましては、例えば、学術研究技術サービス部門ということで、エタノール生産プラントの建設及び環境コンサルタント事業、これは宮大との共同研究で開発された、焼酎廃液と食物残渣からエタノールを抽出する技術、その事業化という中身になっております。

それですとか、農林関係ということで、オリーブの栽培・加工品の販売、それから杉苗の育成・販売、訪問介護事業の展開という内容になっております。

○徳重委員 この業界においては、毎年こうして新分野に進出をされておると思うんですが、過去の実績から、それぞれ新分野に移られた方がうまく事業展開ができてるものか、経過は把握されてるんですか。

○佐野管理課長 委員が御心配されているとおり、なかなか新分野に進出してもうまくいかないという部分はあるかと思いますが、管理課のほうでもそういった実態状況を把握しようということで、毎年、事業を実施されたところにアンケート調査を実施させていただいております。

そういった中で、例えば新分野における現在の売上高等を教えてくださいというのもあるんですが、そういった中で、92社、うち100万未満の売り上げしかないといったところが3割ほど、それ以上は100万円から、多いところでは5,000万円以上も売り上げているというようなところが10社ほどあるというデータはございます。

売上高のトップでいきますと、これまでも説明させていただいたことがありますけれども、例えば、パン製造業、販売、レストラン運営を

されているところとか、住宅用のソーラーシステムの販売、または日曜大工向きの加工しやすい杉の加工販売、そういったところは年間の売り上げが1億を超えている企業さんもございます。

○徳重委員 四、五年前のデータでもいいんですが、私の記憶では農業分野への進出がかなりあったような気がしておりますが、それはそのまま続いておるものでしょうか。わかれば教えてください。

○佐野管理課長 27年度までの事業実績でいきますと、支援した件数が累計で163件ございます。そのうち、委員がおっしゃいます農業分野については最も多くて62社、38%、その次が製造業関係ということで32社、20%近くです。それから、飲食サービス業が30社、18%、それから卸小売業29社、17.8%という状況になっております。

○徳重委員 その62社が農業関係の新分野に行かれたということですが、これは、成功してるというか、ずっと続いておるものかどうか、わかれば教えてください。わかれば教えてください。

○佐野管理課長 企業数としましては、実数は121社ございますが、そのうち11社については、事業を撤退されたり、廃業されたりしているという状況でございます。

○蓬原委員 新分野進出支援の内容というのは金銭的なもの、あるいはアドバイスのものですか。

○佐野管理課長 基本的にこれは新分野進出に対する補助金ということで、必要となる経費の2分の1を、上限100万円のもの、250万円のものがありますけれども、そういった金額を助成している状況でございます。

また、この補助金とは別に、経営相談という
ような形で、こういった新分野進出に展開する
場合の専門家からのアドバイス、そういったも
のは事業として展開しているところでありま

す。
○蓬原委員 昨年の廃業並びに倒産があつたの
かどうか。恐らく3桁じゃないかなと思うん
ですが、どの程度の県内の業者さんが、廃業
並びに倒産したか。

○佐野管理課長 建設業の許可業者の状況とい
うことで御説明をしたいと思いますが、平成27
年度の廃業数は74となっております。また、許
可の失効が139ということでありまして、許可
の関係でいきますと、合わせて213が減少要因とい
うことになります。

また一方では、新規ということでは許可を受け
られるのが120ほどございます。

○蓬原委員 確認です。213がトータルとして減
少して、120が新しく許可業者として申請が上
がって、許可を受けたという理解でいいんです
か。

○佐野管理課長 はい、そのとおりでございま
す。

○蓬原委員 100近い業者さんが少なくなってい
るということで、それで新分野進出が4件とい
うことですが、それは、いろんなお申し出があ
つた中で、これは具体性があるということで支
援をしたのが4件なのか。4件全てに対して助
成したのか。あるいは五、六十件あつて、その
うちの4件をしたのか。その申請はどうだつた
んですか。

○佐野管理課長 新分野進出支援につきましては、
平成27年度につきましては、申請そのもの
は6件ほどございました。ただ、そのうち2件
が取り下げ等を行われましたので、支援とし
ては4件となった状況であります。

委員がおっしゃるとおり、最近、新分野進出
に対する申請状況は減少傾向にございまして、
過去は、多いときは四十数件あつたりしたこ
ともあつたわけですが、ここ2年、26年、27年
につきましては1桁台の申請になっております。

○横田委員 技術企画課にお尋ねしますが、
昨年度から包括契約を試行していただいてる
わけですが、その試行していただいた結果を
どのように判断しておられるかをお聞かせく
ださい。

○木下技術企画課長 この包括契約につしま
しては、平成27年度から試行ということで始
めておりまして、昨年度の1年を踏まえま
して、成果としましては、1つはパトロール
のときの異常時の発見に対する初期段階の
手当が迅速化されたと思っております。

また、資機材の融通などの情報共有で、こ
れも迅速化ができたのかなと思っております。

また、共同受注によりまして、バックアップ
体制というのができましたので、これでサ
ポート業者さんがおられますので、不在の
ときにも対応できるということで、対応体
制が整ったと思っております。

また、いろんな事務の関係が改善された
ということで、この辺の事務関係の改善も
されたと思っております。そういった効果
があつたと思っております。

○横田委員 今お聞きしますと、何かメリ
ットばかりのような気がするんですけど、
何かデメリット面というのはなかつたん
ですか。

○木下技術企画課長 デメリットといた
しましては、まず、JV方式、共同企業体
方式をとりましたので、いわゆる代表構
成員の方が各構成員の方にいろんな伝
達をされるとか、そういった関係の
事務的な事務がちょっと煩雑になつた

と。

それから、JVですので、報告書とか契約のそういった事務がちょっとふえたということがございました。

それから、支払いの関係です。各構成員の方に支払うときに、大体四半期に1回ぐらいまとめて支払うんですが、その関係の支払いの複雑さが出たということで、これにつきましては、昨年度、途中でいろいろ協議をしながら、改善する方向で話をしておりまして、現在おおむね改善されていると考えております。

○横田委員 デメリットはどっちかということ事務的なことが多かったのかなと聞いたんですけど、全体を見るとメリットのほうがちょっと多いのかなと判断したんですけど、そういったことを含めて、本格導入の考え方、めどといいますか、それはどうなってるんでしょうか。

○木下技術企画課長 昨年度、試行を始めたわけなんですけど、それまで、初めてということで業界からもいろんな不安の声がございました。昨年度、試行した結果、おおむね良好の意見をいただいております。今年度も引き続き試行しておりますが、今回の災害も含めていろんな検証を行いながら、今の試行を実施に移していきたいと考えております。

いつの段階で実施するかというのは、今回の災害等の検証も含めてちょっと検討していきたいと考えております。できるだけ早急に行いたいと思っております。

○丸山委員 道路保全課にお伺いしたいんですが、299ページの施策の進捗状況について、確認を含めてなんですけれども、アセットマネジメントに基づいての橋梁対策の率が13%で、目標の30年度には72%ということなんですけど、このような進捗状況で本当に大丈夫なのかと。かけ

算してもちょっと少ないのかなと思ってるんで。初年度だったからこんな形なのか、その辺を含めてお伺いしたいと思っております。

○上田道路保全課長 今、委員の御指摘のとおり、実は予算の確保が非常に厳しかったというのがあって、結果的にも、ここにあらわしたように13%ということで、もう少し全体枠もそうなんですけれども、アセットというか、補修系に関する予算の確保をしていきたいと考えておりますので、今後また努力すべきだと思っております。

○丸山委員 これも本当に非常に難しいのは、宮崎県においては改良が必要なものが多いのと、アセットでしないといけない補修の枠が非常になくて、全国的には補修系のほうがだんだん多くなってるものですから、非常に難しい問題ではあろうとは思いますが、改良と維持という両方立ててでしっかりやっていただくようお願いしたいと思っております。

その中で一つ気になるのが、一番下のほうに書いてあります、県民による道路環境の保全状況は少し減少傾向なのかなと思っております。沿道修景を含めてだと思ってるんですが、できるだけ県民とともにきれいにしていこうと、今度、県土美化条例も含めて考えているものですから、この辺の減少傾向はどう理解すればいいのか。県として、これにどう取り組んでいるのかも含めてお伺いしたいと思っております。

○上田道路保全課長 言われるとおり、この活動の実績については、活動団体等は一応登録はされてるんですけども、何せ皆さんが高齢化されてることもありまして、人数的なものの把握をすると、参加されてる人数が少なくなってる傾向にあります。

そういう意味で、県土美化も含めて、沿道修

景の中で、樹木、草、花含めていろんなところで、見直しを含めて今検討中であります。そうしていくことによって、少しでも効率的な、維持管理の水準をより上げられるよう、県としてもそういう取り組みをしますということと、先ほどお話ししました、もう少し裾野のほうを広げていきたいということで、団体等含めてホームページ等で周知をしながら、そういう意味で、今後、県土美化条例の中でも民間との協働、そういうのも工夫をしていきたいという考えは持っております。

○丸山委員 宮崎の道路というのは、観光にも非常に大きな役割を果たしてるものですから、おもてなしの気持ちを含めて、しっかり県民全体で取り組める形にしていかないと。これまでの団体に呼びかけるだけでなく、もう少し何か考えないと。高齢化だけじゃなくて、今の若い人たちを——言うことは言うんだけどもなかなか協力してもらえないとか、学校現場や参観日を見ても、本当に比率がかなりこうなってきたように感じてるものですから。できるだけ早く、参加できるような仕組みづくりを。今までのでなくて、もう一步踏み込んだ形にさせていただくようお願いできればなと思っております。

○上田道路保全課長 先ほど説明をしました、沿道修景の基本計画を策定中で、その中でモデル事業を計画しております。県北、県央、県南ということで3カ所ほど挙げて、その中で地元の方を入れて、先ほど言われました沿道の美化に関する検討会を現場のほうで一回やりながら、いろんな仕組みづくりというんでしょうか、そういうものを今後検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○蓬原委員 もう一回、新分野進出について。
4件ですよね。焼酎廃液からエタノール、オ

リーブあるいは杉の苗、介護ということですが、専門は、焼酎廃液については商工観光労働部、食品開発センターか工業技術センターかなど。オリーブは農政水産部、杉苗は環境森林部、介護は福祉保健部となります。

それで、きのう商工観光労働部の審査をしたところですが、例えば、商工観光労働部であれば「未来を担うみやぎきの起業人」応援などというのがあって、商工会議所に設置した、みやぎスタートアップセンターを通じて、新規創業者やベンチャー企業に対する支援を実施とあるわけですよ。他産業への転換といいながら、新規創業であり、あるいはベンチャーみたいな起業を担う——起業というのは起こす起業ですよ——のかなと思うんで、さっきの4つを見ても専門分野が違うんです。だから、県土整備部よりもあちらの皆さんの専門分野が多いんで、この支援をされる場合、金額は先ほどお聞きしましたけれど、ほかの部との連携はどうされてるのかなっていう素朴な質問があります。ちょっと教えてください。

○佐野管理課長 補助金そのものにつきましては、県土整備部で交付をするという話になりますが、そういった事業展開に当たりましては、おっしゃるように、専門家の意見と相談というのが必要になるかと思っておりますので、この経営相談窓口の事業は別途持っております。それは佐土原の工業技術センターの中にあります産業振興機構のコーディネーターさん方を活用していただくような、そういった事業を実施するに当たって、こういったところに相談してはどうでしょうかとか、事前に相談を受けて補助金を申請していただくとか、そういった工夫はさせていただいているところであります。

○徳重委員 用地対策課にお尋ねしますが、私

が一般質問させていただきましたけれど、都城志布志道路の県境部分の用地取得はどの程度行ってるのか。この予算ではどこに計上されているのか、ちょっと教えてください。

○葦方道路建設課長 都城志布志道路の用地につきましては、道路建設の予算の中で行っておりました、用地の状況につきましては、今現在、県境区間のところにつきましては、金御岳工区を宮崎県側でやっておりますけれども、8月末現在ですが、面積ベースで約85%の用地が取得済みでございます。

○徳重委員 今、おっしゃいましたのは、金御岳工区ということになりますと、諏訪山から金御岳までですよ。金御岳から県境までじゃないですかね。

○葦方道路建設課長 金御岳工区は、金御岳のインターから県境までの間になります。

○徳重委員 それで、85%ということですね。わかりました。

この区間で85%ということは、あと15%。もうほとんど山とか畑とか田んぼかなと思うんですが、あと15%というのはどういう状態で残ってるのか、状況をちょっと教えてください。

○葦方道路建設課長 今現在、任意交渉といたしますか、順次交渉を進めておりました、その中で、今、交渉が成立したのが85%でありまして、残りにつきましても順次交渉を続けていっている状況であります。

○徳重委員 残ってる分が、建物とか、あるいは山とか畑とか田んぼとか、そういったことを聞いておるんですが。どんなものが残ってるのかということですか。

○葦方道路建設課長 土地に関しましては、あと残っておりますのは共有地関係が残っております、あと用地以外としましては、建物等の

補償物件が残っている状況であります。

○蓬原委員 295ページ、道路建設課の担当だと思っておりますが、山之口のスマートインターができてまして、大変地元の皆さんが喜んでおります。私の個人的なことも言わせていただくと、かなり便利になりました。

それで、これは三者協議会をおつくりになったですね。市とNEXCOと県だったと思いますが。大体15億円と聞いてますけれど、持ち分はおおまかにどれくらいだったのか。

○葦方道路建設課長 約ですけども、NEXCOが約9億、都城市が約4億、宮崎県が約2億という状況です。

○蓬原委員 ありがとうございます。

それで、24日3時から開通してもう約1週間になるんですが、ゲートです。ほかのインターは、もう前もって検知して、ずっとあくじゃないですか。10キロぐらいで、ずっと通れますよね。ここは、一旦停止しないといけないんですよ。あそこの入りにそれぞれ2人、朝の8時から夜の8時までずっと立ってらっしゃるわけです。聞いてみると、夜中はいらっしゃらないそうなんですけれど。これは、何か予算の都合ですか。それとも、施設的に、普通のインターみたいに前もって検知してあくというのはできなかったのかなということなんです。非常に使い勝手が悪くて、いずれ誰かぶつかるだろうなど思っているんですけれど。それは、何か理由があったんですか。

○葦方道路建設課長 スマートインターについては、その前後の道路の線形が余りスピードを出さなくてもいいような形で、全体的にスマートにつくるということもありまして。そのためには、安全性を確保するためにも一旦停止してゆっくり出ていただくというような形

で、全体的な構造をスマートにするという状況とお伺いしております。

○**蓬原委員** それは、予算の都合ではなくて、いわゆる構造的な制約から、そうせざるを得なかったということですか。

○**葦方道路建設課長** スマートインターにつきましては、予算をできるだけ少なくするというのも一つはあるわけですが、そういう中で、道路の関係でいくとやっぱり一旦停止が多い形になってると思います。

○**蓬原委員** 今いらっしゃる人たちは、仕事はできたでしょうけれど、予算を考えると、人件費がかかるわけですね。ずっとあそこに配置されるんですか。

○**葦方道路建設課長** 県内で初めてのスマートインターで、ふなれなところもあるということがありまして、最初のうちは人がついて安全確認もしていくということで、一定の時間がたったら無人化になると聞いております。

○**蓬原委員** ETCのカードをつけてる方は、今85%ぐらいですか。今から恐らく弾みがついて、残りの人たちもつけることになると思うんですけど。すると全くの素人と言われる人たちが来るので、新聞でも書いてくれてありましたけれど、むしろどこか手前のほうに一旦停止をするとどうかなという気がするんです。スマートというのは賢いという意味もあるわけですから、そこに人がいて、「ちょっと待て、ちょっと待て、とまれ」というのは、どうもいま一つスマートじゃないなという気がしてるんです。ありがたいんですけど、せっかくできたのに、そこがあと一つだったなという気がしてるので申し上げてみたところでした。何か標識でもされればどうかなと思うんですけどね。

○**横田委員** 用地対策課にお尋ねしますが、

成果報告書の290ページ。一番下の段に、繰り越しの理由は、用地交渉等に日時を要したためと書いてありますけれど、用地交渉で困難だった事例といいますか、代表的なものだけでもいいんですけど、幾つか教えていただけないでしょうか。

○**河野用地対策課長** 用地対策課です。

用地交渉等に日時を要したためと記載しております。基本的に契約が整ったところですが、整ったのが年度末だったということで、そこにある物件の移転ができないとか、年度内にできないということで繰り越しという形になっております。

用地交渉につきまして困難案件と申しますと、土木事務所は、基本的には任意で契約を得るために毎日、日夜、訪問をして説明をして頑張っておるところであります。そういう中で、相続がありながら相続登記がなされていないために、登記名義人が10名だったとしたときに、そこに相続人1人につき10名から20名つくというような形で、総体で200、300という数になってしまう。そういった中に、行方不明者もいたり、所在不明者がいたりとか、そういうところで、まず所在を確認することで時間を要する、労力を要するというところで用地交渉がなかなかうまくいかないという部分もあります。

また、最近よくあるのが、国外にいらっしゃるということで、連絡をとって、そしてまた契約書にサインをもらうという作業が発生しておりますので、これからそういう案件につきましては時間を要してくるのではないかなとは思いますが、ただ、事業を計画的に進めていくためには、そういう交渉も計画的に行って、日夜頑張っていかなきゃいけないという状況ではあります。

○横田委員　すごく頑張っていたらというの、十分理解をしてるつもりです。

私が相談を受けてる事案で、交渉の最初の部分でちょっとつまづいてしまって、相手方の心証を悪くしてしまったと。もうそれでずっと長引いている事例もあることはあるんです。ですから、いろんな人がおられますので、そんなことはないとは思いますが、例えば上から目線とか、そんなのじゃなくて、その人に合わせた配慮といいますか、気配りのある交渉を心がけていただければと思います。よろしくお願ひします。

○河野用地対策課長　当然、交渉事ですので、やはり人と人との誠実な対応、また説明を心がけなきゃいけないと思います。そのために、用地担当職員に関しましては、そういうことも含めまして研修を行って、誠実に地権者等に接するように、また1人ではなく、2人以上で交渉に当たるようにということでお願いをしてるところであります。

○西村委員　高速道対策局に伺いますが、昨年、東九州道も北方面は開通をして、当然、今、日南、志布志方面に力を注いでいただいていると思うんですけど。いつも出ます中央分離帯の問題等々がある中で、早期の4車線化を望む声があるんですけど、昨年から見ると、一度通ってしまうと新たな4車線化の工事というのが全く進捗してないようにも感じて。聞くところによると、用地買収はもうほぼ終わってるから、土地の確保はできてるけれども、新規着工には向かっていないという現状があると思いますが、昨年の1年間のお金の動きの中で、次の4車線化に向けた予算執行というものがあつたんでしょうか。

○前内高速道対策局長　御指摘のとおり、暫定2車線区間の既開通区間の4車線化というのは、

非常に大きな課題であります。ですので、県といたしましては、これは当然、全線全て4車線化していただくのが非常にありがたいお話ではありますので、そういった要望活動をしてるというのが1点であります。

ただ、現実的に物を見ていきますと、国も予算が厳しいという中で、一気に既開通区間の暫定2車線区間を4車線化するというお金はなかなかないだろうと。

次は、予算措置を伴わないところになるんですけども、NEXCO西日本と、例えば、どういったところで事故が多いのかとそういったところの検討とか、優先順位というか、どういったところだと4車線化ができそうなのかというのは、これは予算を伴わない通常の行政内部の検討として、NEXCOと一緒に検討しているところでございます。

○西村委員　当然、調査とかそういう話し合いがあつて、それからまた本格的な設計、図面的なものはあると思うんです。それにさらに詳しい調査設計であつたり、事故が多いところはなるべく次の段階では早く4車線化にしたほうが良いというところがあるんですけど、そういったものが見えにくい現状があつて。当然、次の予算にもそういうものは反映していかなくちゃならないんですけども、NEXCOもかかわってくる案件だし、国もかかわってくる案件であると。

一度終わってしまうと、毎日私たちが利用する中で、もしかしたらこれですつと終わるんじゃないかという諦めが出てきたり、逆に、もう危ないから使いたくないという声を女性のドライバーの方を初め非常によく聞くことがあるものですから。

これが少しでも進捗しているように見せてい

くことも県として必要だと思います。まだ通っていない地区から見たら少し贅沢かもしれませんが、決まりきった時間にちゃんと先方に到着できるというのがありますので、九州道なんかを走ると非常にうらやましくも思うし、やっぱり快適ですよ。県民に対して見せていくというところがあれば、利用、活用も広がっていくと思いますので、まずその辺を次の予算にしっかりと出していくようお願いをしたいと思います。

○前内高速道対策局長 暫定2車線区間の4車線化については、実際、事業をやるのがNEXCO西日本であったり、また新直轄の区間であれば、ということになるわけですが、当然彼らは日本全国の中でどうしていったらいいのかというのを考えているところであります。実際、例えば、走行性能が落ちるのではないかと思われる区間に全国で4箇所、試行的に付加車線をつけて、言ってみればその区間だけ4車線化をしてみて、どういった効果があるのかというのを調べてるような取り組みがなされております。例えば、そういった全国での取り組みを、こういった形で県民にお伝えをしていくのかということではちょっと検討してまいりたいと思っております。

あと、一般道と高速道路を比べれば、仮に暫定2車線であったとしても、いわゆる死傷事故率と我々呼んでおるんですけれども、事故に遭う確率というのは、これは圧倒的に下道のほうが事故に遭う確率は高いので、高速道路が危ないといったところもある意味事実ではないところがありますので、そういったところについてもどうしたらいいのか、また検討していきたいと思っております。

○清山主査 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって前半の6課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

委員の質疑は、全てが終了した後にお問い合わせいたします。

○阿佐河川課長 河川課でございます。当課の決算について説明いたします。

委員会資料の20ページからでございますが、まず25ページをお開きください。

一番下の欄、河川課計をごらんください。

当課の平成27年度決算額は、予算額148億3,811万5,000円、支出済額114億1,048万722円、翌年度繰越額33億3,851万1,571円、不用額8,912万2,707円、執行率76.9%で、翌年度への繰越額を含めると99.4%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものと執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

20ページをお開きください。

3行目の(目)河川総務費であります。不用額が456万4,365円となっております。これは、主に下から3番目の委託料で、台風等に伴う流木等の海岸漂着物の処理や、廃川敷地の払い下げ処分に伴う測量費等の執行残であります。

次に、21ページをお開きください。

4行目の(目)河川改良費であります。執行率が74.4%となっております。これは、広域河川改修事業などの翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、22ページをごらんください。

中ほどの、(目) 海岸保全費であります。執行率が78.2%となっております。これは、海岸老朽化対策事業などの翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、24ページをお開きください。

3行目の土木災害復旧費であります。不用額が8,450万1,635円、執行率は74.8%となっております。不用額につきましては、事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、主に翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の河川課のインデックス、302ページをお開きください。

(2) 良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

表の一番上の、次代へつなげよう！魅力ある川・海づくりでは、河川や海岸での美化清掃を行う59のボランティア団体に対し、資材の貸し出し等の支援を行うとともに、河川愛護に関するシンポジウムを2回開催いたしました。また、川や海での水難事故防止のための安全教室に、ライフセーバー団体等による講師をサポーターとして28回派遣したところであります。

2番目の河川パートナーシップであります。県民と行政が協働して堤防の草刈り等を行うもので、610団体に参加していただいたところです。

303ページをごらんください。

施策の成果等であります。

まず、①であります。河川や海岸の美化清掃を行う愛護ボランティア活動の延べ参加人数につきましては、下のボランティア活動の状況の表にありますとおり、平成27年度は、前年度

を上回る9,060人となりました。

さらに、河川パートナーシップ事業への参加団体数につきましても、平成27年度は前年度を上回る団体数となり、県民との協働による河川・海岸管理が進展しているところであります。

②であります。これまでの官民協働による河川・海岸の環境保全の取り組みにより、県民の河川・海岸愛護意識は着実に高まってきており、引き続き、魅力ある川づくり・海づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

304ページをお開きください。

安全で安心な県土づくりについてであります。

まず、表の一番上の、広域河川改修であります。これは、平成17年の台風14号などにより浸水被害を受けた耳川ほか8河川におきまして、河道掘削や築堤などを行っております。

305ページをごらんください。

2番目の津波・高潮・耐震対策河川であります。これは、津波被害が想定される河川におきまして、樋門の自動閉鎖化や堤防かさ上げなどの対策を行うもので、延岡市の沖田川ほか13水系で、河川における津波の遡上検討、耐震性能照査などを行っております。

306ページをお開きください。

1番目の公共海岸であります。これは、老朽化した海岸施設の機能回復及び津波等に対する強化を図るもので、日南市の伊比井海岸ほか2海岸において、護岸のかさ上げなどを行っております。

次の、県単河川改良であります。これは、御手洗川ほか47河川におきまして、河道掘削や築堤、護岸整備などを行っております。

次に、308ページをお開きください。

1番目のダム施設整備であります。祝子ダムの放流設備の改造や立花ダムのゲート水密ゴ

ム取りかえなどを行っております。

309ページをごらんください。

施策の成果等であります。

まず、①であります。平成17年台風14号などにより、甚大な浸水被害が発生した河川を中心に改修事業を実施しているところでありまして、平成27年度は耳川の恵後の崎地区の工事が完成し、洪水に対する安全性の向上が図られたところでもあります。

しかしながら、河川整備率は48.8%といまだ低い水準にあることから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②であります。県民へわかりやすい防災情報の提供を行うために、雨量局、水位計及び監視カメラを計画的に配置しており、平成27年度は市木川において、津波状況も監視できる位置にカメラを設置し配信できるよう、接続工事を実施しているところでもあります。

次に、③の地震津波対策であります。比較的発生頻度の高い津波、いわゆるレベル1津波対策を平成26年度から実施しておりまして、平成27年度は、事業実施に必要となる河川整備計画の変更を行うとともに調査・設計を推進したところでもあります。

次に、④であります。宮崎海岸では、突堤建設や埋設護岸等による対策が進められており、平成27年度は、住吉地区の補助突堤等の工事が実施されたところでもあります。

次に、⑤の災害復旧事業であります。平成27年度に被災した箇所97.5%に着手し、早期復旧に努めているところでもあります。

最後に、⑥であります。本県は自然災害のリスクが高いことから、県土の強靱化を着実に推進していく必要があります。今後も引き続き

必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

河川課は以上でございます。

○永井砂防課長 砂防課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の26ページをお開きください。

27ページまでが当課の決算事項別明細でございます。

27ページの一番下の欄、砂防課計をごらんください。

当課の平成27年度決算額は、予算額78億5,596万4,000円、支出済額60億3,444万8,000円、翌年度繰越額18億2,151万6,000円、不用額はございません。執行率76.8%で、翌年度への繰越額を含めると100%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものと、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

26ページをごらんください。

ページの中ほどの(目)砂防費でございますが、執行率が76.6%となっております。これは、繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の砂防課のインデックス、310ページをお開きください。

(2)の施策、安全で安心な県土づくりであります。主な事業について御説明いたします。

表の一番上の通常砂防でございます。日之影町の綱ノ瀬川外16溪流において、堰堤工などを実施しております。

311ページをごらんください。

表の一番上の地すべり対策でございます。椎葉村の大藪地区外4地区において、排水ボーリング工などを実施しております。

次に、2番目の急傾斜地崩壊対策でございます。串間市の舳3地区外40地区において、擁壁工及びのり面工などを実施しております。

次に、3番目の総合流域防災です。これは、流域一体となった防災対策を進める事業でございます。日向市の中の別府地区外3地区において、急傾斜地崩壊対策のための擁壁工及びのり面工を実施しており、またえびの市の山内川外19箇所において、既存の砂防関連施設の緊急改築事業としまして、堰堤工などを実施しております。

さらに、基礎調査につきましては、土砂災害警戒区域等指定のための調査を県内一円で実施しております。

312ページをお開きください。

表の一番上の県単砂防でございます。小林市の洗出川外28溪流において、水路工及び護岸工などを実施しております。

313ページをお開きください。

表の一番上の県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございます。これは、市町村が実施する工事に対する補助金でございます。宮崎市の浮田鳥越地区外16地区において、擁壁工及びのり面工を実施しております。

314ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。

まず、①ですが、土砂災害危険箇所の整備を進めていますが、平成27年度末の整備率は29.2%と依然として低い状況にあることから、今後とも要配慮者利用施設がある箇所の整備を進めるなど、計画的・重点的に土砂災害防止対策を

推進してまいります。

また、②のソフト対策であります。土砂災害防止法に基づき、平成27年度は3,031箇所の土砂災害警戒区域を指定したところです。

③の土砂災害防止に対する県民への啓発活動として、小中学生を対象とした土砂災害防止教室を初め、地域住民や自治会長などを対象とした土砂災害防止講座を開催し、平成27年度は4,498名の参加があったところです。

最後になりますけれども、今後とも安全で安心な県土づくりを目指し、危険箇所の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

砂防課は以上でございます。

○矢野港湾課長 港湾課でございます。当課の決算につきまして御説明いたします。

委員会資料の28ページから34ページであります。

港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず一般会計から御説明いたします。

31ページの一番下の段になります。

一般会計の計の欄をごらんください。

平成27年度決算額は、予算額55億8,871万7,000円、支出済額47億7,793万4,057円、翌年度繰越額8億452万9,000円、不用額625万3,943円、執行率85.5%、翌年度繰越額を含めると99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、また執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

28ページをごらんください。

下段の(目) 海岸保全費であります。執行率が68.5%となっております。これは、長寿命化計画策定事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、29ページをお開きください。

中段の(目) 港湾管理費であります。不用額が531万9,863円となっております。これは、主に港湾施設の管理に係る維持・修繕費の執行残であります。

次に、30ページをごらんください。

中段の(目) 港湾建設費であります。執行率が74.2%となっております。これは、主に港湾改修事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、31ページをお開きください。

下段の(目) 港湾災害復旧費であります。平成27年度は災害がなかったことにより、50万円が未執行となっております。

次に、32ページをごらんください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであります。

決算額等につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので省略させていただきますが、一般会計と同じく、目の執行残が100万円以上のもの、また執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

上段の(目) 港湾管理費であります。不用額が909万9,123円となっております。これは、主に荷役機械や引船に係る維持・点検費の執行残であります。

次に、下段の(目) 港湾建設費であります。不用額が6,440万円、執行率が45.8%となっております。これは、細島港多目的国際ターミナルふ頭整備事業において、埠頭用地の利用計画を

見直したことによる舗装整備費の執行残であります。

次に、33ページをお開きください。

下段の(目) 予備費であります。200万円が未執行となっております。

次に、一番下の港湾課の計の欄をごらんください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました平成27年度決算額は、予算額69億5,158万7,000円、支出済額60億5,205万6,587円、翌年度繰越額8億1,682万9,000円、不用額8,270万1,413円、執行率87.1%、翌年度繰越額を含めると98.8%となります。

次に、34ページをごらんください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額13億6,287万円に対しまして、収入済額が13億559万2,397円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の港湾課のインデックスのところ、315ページをお開きください。

1、経済・交流を支える基盤が整った社会の(1) 交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。港湾改修は、細島港及び油津港におきまして、港内の静穏度を確保するための防波堤の整備等を行ったものであります。

316ページをお開きください。

一番上の統合補助は、細島港及び宮崎港におきまして、津波避難施設の整備を行うとともに、県内の各港湾において岸壁の補修等を行ったものであります。

次に、317ページをごらんください。

上から2段目の、改善事業「油津港利用・大型客船誘致支援」であります。油津港では、チップ船などの大型船が利用する際に、他港からタグボートの回航が必要な状況となっております。このため、日南市が実施しているタグボート回航経費の支援事業に対しまして県が助成を行い、港の利用促進を図ったものであります。

次に、一番下の細島港整備（多目的国際ターミナルふ頭整備）であります。

この事業は、国と県が連携して整備を行っており、国が岸壁を、県が背後の埠頭用地を整備し、昨年6月に細島港国際物流ターミナルとして供用を開始しております。平成27年度は、繰越予算により、埠頭用地に波が上がることを防止するための消波ブロックの設置などを行っております。

318ページをごらんください。

施策の成果等についてであります。港湾整備につきましては、海上輸送コストの低減や港湾の安全性・信頼性を確保するため、既存施設の有効利用を図りつつ、重点的・効率的な整備に努めました。

あわせて、県内港湾の利用促進を図るため、県内外におきまして、港湾セミナーの開催や企業訪問等のポートセールス活動を実施したところであります。

また、地震、津波対策といたしまして、宮崎港の避難高台や細島港の避難階段の整備に着手したところであります。

さらに、細島港におきましては、水深15メートル岸壁や工業用地の整備等を盛り込んだ港湾計画の改訂を行っております。また、港湾整備や港を核としたこれまでの官民一体の取り組みが評価され、ポート・オブ・ザ・イヤー2015に

選定されております。

油津港におきましても、平成26年度に実施した整備等により、大型クルーズ船の寄港が実現しております。

本県の港湾は、地域の経済や産業を支える重要な役割を担っており、今後ともさらなる利用促進を図るため、港湾機能のより一層の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

次に、監査結果報告についてであります。

当課の指摘要望事項はありませんでしたが、出先事務所において1件の指摘を受けております。

委員会資料の5ページをお開きください。

(1) 収入事務の1段目であります。

北部港湾事務所の「港湾使用料の徴収事務について、財務規則に定める督促状を発行せず、また、滞納整理票も作成していないものがあつた」との指摘であります。今後は、複数職員により、収納状況のチェック体制を強化するとともに、未納者に対しましては、財務規則等の規定に基づく督促状の発行や滞納整理票の作成を行うなど、適正な事務処理に努めることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

港湾課につきましては、以上でございます。

○巢山都市計画課長 都市計画課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の35ページから38ページで当課の決算について記載しておりますが、まず38ページをお開きください。

一番下の都市計画課計の欄をごらんください。

当課の平成27年度決算額は、予算額34億4,364万4,000円、支出済額26億8,618万6,311円、翌年

度繰越額7億5,018万9,000円、不用額726万8,689円となっておりまして、執行率は78.0%、翌年度繰越額を含めると99.8%となっております。

次に、目の執行額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

36ページをお開きください。

上から4段目、(目)街路事業費であります、執行率71.4%につきましては、繰り越しによるものであります。

次に、37ページをごらんください。

中ほど、(目)公園費であります、執行率86.2%につきましても、繰り越しによるものであります。

また、不用額が662万1,172円となっております。これは、主に事業費が確定したことに伴う不用額であります。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の都市計画課のインデックス、319ページをお開きください。

まず、1の(2)良好な自然環境・生活環境の保全であります。

水質が良好で、安心・安全な生活環境の保全に資することを目的として実施しております下水道事業に対しまして、表の1番目にありますように、公共下水道整備促進により、都城市ほか4市4町に対して、下水道普及のため財政支援を行うとともに、表の2番目、流域別下水道整備総合計画では、下水道整備のマスタープランともいえる現在の総合計画が平成27年度に終期を迎えることから、改訂作業を行いました。

これらの取り組みによる施策の成果等ありますが、320ページをお開きください。

中ごろの表に記載してありますとおり、県全

人口に占めます下水道施設による生活排水処理率、平成27年度末で51.4%であり、年々、下水道が普及している状況でございます。

また、②にありますように、流域別下水道整備総合計画は、河川等の水質基準等を達成するため、効率的な下水道整備の方針や計画を示すものでありまして、平成26年度から27年度にかけてまして、大淀川流域及び志布志湾流域における計画を改訂いたしました。

今後とも、実施主体の市町村に対しまして、地域の実情に応じた効率的・経済的な下水道整備が図られるよう助言を行ってまいります。

次に、321ページをお開きください。

2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の3番目、改善事業「おもてなしの景観まちづくり推進」であります、これは、地域住民や行政職員を対象としました景観研修の開催、地域での景観に関する検討会などへの景観アドバイザーの派遣等を行ったものであります。

次に、322ページの表の2番目、スポーツ施設等おもてなし環境整備であります、これは、県総合運動公園のサンマリスタジアムにおいて、和式トイレから洋式トイレへ改修するなど、環境の整備を行ったところであります。

表の3番目、第26回全国「みどりの愛護」のつどいではありますが、これは、皇太子殿下の御臨席を賜り、平成27年5月30日に、県総合文化公園において、式典及び記念植樹の運営及び演出、植栽会場の整備、プランター設置等を行ったところであります。

323ページをお開きください。

これらの取り組みによる施策の成果等ありますが、①にありますように、平成27年度は、都市計画審議会を3回開催しまして、都市計画

道路の変更などの3つの案件について都市計画の決定等を行いました。

また、③のおもてなしの景観まちづくりにつきましては、景観啓発の研修や景観アドバイザーの派遣により啓発活動に取り組んだ結果、景観計画の策定も13団体と広がり、一定の成果が見られたところであります。

なお、⑤にありますように、昨年度は、市町村マスタープランの策定や都市公園整備においても一定の成果が見られたところでありますが、平成28年度も引き続き施策を推進するとともに、市町村との連携を一層深め、快適で人に優しい生活・空間づくりに努めてまいりたいと考えております。

⑦にありますように、第26回全国「みどりの愛護」のつどいについては、県内外から緑の関係者約1,000人が参加し、都市緑化意識の高揚が図られたところであります。

次に、325ページの(2)地域交通の確保であります。

表の1番目、人と環境にやさしいくらしづくりのための交通戦略であります。平成27年度は、公共交通利用に関する意識の啓発のため、公共交通マップを作成しております。

次に、表の3番目、公共街路であります。これは宮崎市街地の中村木崎線や、延岡市街地で整備を進めています延岡西環状線の一部となる富美山通線など、計12路線で街路の整備を行ったものであります。

次に、326ページをお開きください。

これらの取り組みによる施策の成果等ありますが、②にありますように、街路事業等の推進により、地域交通ネットワークと連携した放射・環状道路や交通結節点へのアクセス道路、通学路の交通安全に資する道路整備など、まち

づくりと一体となった都市計画道路の整備を進めたところであります。

今後とも、都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安心して快適な交通空間の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、327ページ、3の(2)安全で安心な県土づくりであります。

表の公共都市公園整備であります。県総合運動公園の武道館空調設備改修工事や老朽化した施設の機能更新工事を行ったものであります。

施策の成果等ありますが、老朽化した施設の更新に伴い、安全で快適に利用できるよう整備を図ったものであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課については以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の39ページからでございますが、まず42ページをお開きください。

表の一番下、建築住宅課の計をごらんください。

平成27年度決算額は、予算額が24億8,504万6,243円、支出済額が22億3,277万241円、翌年度への繰越額が2億4,011万4,000円、不用額が1,216万2,002円、執行率89.8%で、翌年度への繰越額を含めると99.5%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

資料の39ページへお戻りください。

表の中ほどの(目)建築指導費であります。不用額が526万7,237円、執行率が71.5%となっております。これは、大規模な民間建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する建築物耐震化促

進事業において、建物所有者が事業を見送ったことや、翌年度への繰り越しなどによるものがあります。

次に、40ページをごらんください。

表の下から4行目の(目)住宅管理費であります。表の下の金額が513万3,183円となっております。これは、県営住宅の修繕費として、突発的な災害への対応や、緊急修繕のための経費が想定を下回ったことなどによるものであります。

次に、41ページをごらんください。

表の下から3行目の(目)住宅建設費であります。表の下の金額が169万7,805円、執行率が88.3%となっております。これは、事業費の確定による執行残や、翌年度への繰り越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の建築住宅課のインデックスのところ、328ページをお開きください。

(1) 快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の公共県営住宅建設であります。平成27年度につきましては、住宅整備事業として、宮崎市の平和ヶ丘団地4号棟42戸の建てかえを進めたほか、新富町の新田麓団地1号棟12戸が完成し、入居を開始したところであります。

その下の環境整備事業では、日向市の三ツ枝B団地の高齢者改善工事と、延岡市の一ヶ岡団地の外壁改修工事を実施したところであります。

次に、329ページの下の方、施策の成果等ありますが、県営住宅については、計画的な建てかえや外壁改修など、既存ストックの長寿命化を図るとともに、高齢社会に対応する住戸改善を行うなど、居住環境の向上やバリアフリー化への取り組みを進めたところであります。

今後とも、県民の多様なニーズを把握しながら、県営住宅の適切な整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、331ページをお開きください。

(2) 安全で安心な県土づくりであります。

表の改善事業「木造住宅耐震化リフォーム推進」であります。市町村に対しまして、アドバイザー派遣80件、耐震診断121戸、耐震改修設計11戸、耐震改修25戸の補助を実施したところであります。

1つ飛びまして、建築物耐震化促進であります。耐震診断が義務づけられた大規模な民間建築物の所有者に対して、平成26年度から補助を行っており、平成27年度につきましては、耐震診断と耐震改修設計、それぞれについて1棟の補助を行いました。

次に、332ページの中ほどの施策の成果等あります。

木造住宅の耐震化につきましては、各種イベントへの出展等により、所有者等の防災意識の高揚を図るとともに、木造住宅の耐震化に対する補助を行う市町村を支援したところであります。

この補助制度につきましては、先日の常任委員会でも申し上げましたとおり、今年度に制度の拡充を行ったところでありまして、今後とも一層、木造住宅の耐震化の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

建築住宅課は以上でございます。

○山下営繕課長 営繕課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の43ページから44ページであります。まずは44ページの一番下の段の営繕課計の欄をごらんください。

当課の平成27年度の決算状況は、予算額が6億3,918万9,000円、支出済額が6億3,290万1,535円、不用額が628万7,465円であり、執行率は99.0%となっております。

次に、目の執行率が90%未満のものはございませんので、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

43ページをごらんください。

上から3段目、(目)財産管理費であります。不用額が584万396円となっております。これは、主に組織改正に伴う執務室改修等や庁舎、公舎等に係る営繕工事等の執行残によるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の営繕課のインデックスのところ、333ページをお開きください。

(2) 多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

表の延岡総合庁舎電気設備BCP対策につきましては、浸水対策として、同庁舎の受電設備と非常用発電機の設置場所を屋外架台上に変更し、あわせて設備機器の改修を行ったものであります。

次に、施策の成果等についてであります。

この事業の実施により、万が一の浸水等の際にも、延岡総合庁舎の電源供給の安定確保を図ったところであります。今後とも、宮崎県業務継続計画に基づき、非常時における行政機能を維持するため、県庁舎の改修等を推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

営繕課は以上であります。

○清山主査 説明が終了しましたが、12時になりますので、委員からの質疑は午後1時から再開として、休憩することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、そのようにいたします。暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時2分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

先ほど説明があった事項に関して、委員より質疑がございましたらお願いします。

○横田委員 建築住宅課にお尋ねしたいんですけど、建築物耐震化促進事業のところの説明で、先ほど1施設が事業を見送ったために不用額が発生したという説明だったと思うんですけど、これはホテルでしょうか。

○上別府建築住宅課長 3件ございまして、そのうちの1件が見送ったということでございます。用途としましては、ホテルでございます。

○横田委員 耐震診断は受けたんだけど、その結果、その次の改修設計を見送ったということなんですか。

○上別府建築住宅課長 耐震診断を予定していた方が見送ったということでございます。

○横田委員 ちょっと年度は忘れたんですけど、何年度までに診断を受けんといかんというのがあったんですよね。それは、何年度までだったですか。

○上別府建築住宅課長 昨年度の12月までに診

断を行い、その診断結果を行政庁のほうに報告をするということになっておりました。

○横田委員 ということは、もう営業を諦めるということにつながるんですか。

○上別府建築住宅課長 耐震診断の結果を報告をしてもらいまして、行政庁のほうでそれを公表するということになっております。

診断につきましては、自費でされたところもありまして、補助を使われる計画のところが見送った件数を今回は上げていますので、自費でされたところ等はその結果の報告が上がっているという状況です。

○横田委員 ということは、補助を申請はされたんだけど、自費でされたかもしれないということですね。

○上別府建築住宅課長 ここの1件につきましては、聞いている範囲では自費でもされていないところでございます。

○横田委員 この耐震診断の話が出たときに、一番不安に感じたのがそこだったんです。経営的にすごく負担になって、もうこの際やめてしまおうということで、廃業するホテルがいっぱい出てくるんじゃないかとすごく不安に思ってたんですけれど、何となくその方向に行きつつあると考えていいんでしょうか。

○上別府建築住宅課長 対象建築物が複数ありますけれども、今回の耐震診断の義務づけで廃業とかをされたというところは聞いておりません。

この一件だけが耐震診断の結果の報告が上がっていないということでありまして、あとの対象建築物の方からは報告が全部上がっております。

○横田委員 名前を言っていないかどうかちょっとわかりませんが、プラザホテルとかサンホテ

ルとか、あそこあたりも耐震化がちょっと負担になって廃業されたという話を聞いたことがあったものですから。宮崎県も観光誘致とかキャンプ誘致とか、人を呼ぶためのいろんな施策をやっているんだけど、それを受け入れるキャパがだんだん少なくなったらどうなるのかと。政策の整合性をちゃんととっていく必要があるんじゃないかなと思ってたものですから、もしこのことでホテルが廃業になるということになると、すごく残念だなと思うものですから。

○丸山委員 関連なんですけど、行政庁に具体的には何件上げて、そのうち耐震が必要だというのはどれくらいと認識すればよろしいでしょうか。

○上別府建築住宅課長 耐震診断の結果の対象建築物が、民間建築物に関しまして12棟ございまして、うち11棟から耐震診断の報告が上がっております。

そのうちの3棟が、耐震性があり、あるいは改修済みでございまして。あとの8棟については、改修工事に向けて設計等を行ってまして、前向きに取り組んでいただいているところでございまして。

○丸山委員 この耐震化の補助制度自体は、設計まではあって、工事に際してはどれくらいあるんでしょうか。

○上別府建築住宅課長 診断、設計、改修工事、全部に対しまして制度は対象としてあります。今年度にも実際の改修工事等の事業に取り組んでもらっているところもございまして。

○丸山委員 できるだけ速やかに、安全安心な県づくりのためにも、また適切なアドバイスをしていただくようお願いしたいと思っております。

○徳重委員 河川課にお尋ねしますが、県単ですが、河川パートナーシップ事業、毎年、団体

数もふえておりまして、参加人数もふえております。いいことだなと。ありがたいことなんです。これは、参加される人たちが刃物を使うというか、いろんなものを使っての作業になると思うんです。けが等が発生する可能性も考えられるんですが、もし、そういう場合は、保険なんかが掛けてあるのか、ちょっと教えてください。

○阿佐河川課長 このパートナーシップのほうには、保険を掛けております。参加していただく方をあらかじめ名簿で提出いただいたら、河川課のほうで、事務所のほうになりますけれど、保険にちゃんと入っておりますので、参加される方の名簿をもとに保険会社に提出して、けががあった場合には保険がおりるという形になっております。

○徳重委員 もし、名簿に載ってない方が、同じ仲間だから俺も行って加勢しようというような形で参加された場合、その人がけがされた場合はもう全く対象にならないんですか。

○阿佐河川課長 やはりあらかじめ名簿に登録していただかないと、それにかわって出た場合、ケース・バイ・ケースにはなると思うんですけれど、保険会社のほうでその辺は査定して判断するということになると思います。

○徳重委員 けがのないようにしてほしいし、また、そこ辺は最初からしっかりと関係者に周知徹底してほしいなと思ってます。

それと、5,122万6,000円も使われておるわけで、面積も約403ヘクタールとすごい面積ですが、これを造園屋さんなんかの専門家に発注した場合は、金額的にどうなるものでしょう。

○阿佐河川課長 約倍ぐらいの金額がかかりますので、今現在はこのパートナーシップ自体でしていただくことで、業者に委託してする分よ

りはかなり割安でできるということで、今後、予算についてもふやしていきたいとお願いをしてるところでございます。業者に委託する分を少しずつでも減らして、その分だけ草刈りの面積をふやしていけるんじゃないかと考えております。

○徳重委員 平坦で割と刈りやすいところはいいでしょう。ちょっと大変だなというところは残してしまうことになって、中途半端な整備になる可能性もあるのかなと。そういう話を聞かれました。ここまでしかやってくれないんだと、もうちょっとやってくれば、きれいにしてくれればいいのにというケースが出てくる可能性もあるんじゃないかなと。あちこち出てくるんじゃないかなと思いますが、それに対してはどういうお考えでしょうか。

○阿佐河川課長 この河川パートナーシップの場合には、その近隣の自治会のほうから、この区間を自分たちで草刈りをするという申し出があつてしていただいております。その場合に、ここ辺を刈ってほしいとか、刈り残してる場合には、事務所のほうから後で確認に参りますので、次のときにはこの辺まで刈ってほしいとかいうような要望はいたしてるところでございます。なかなかそこまで手が回らなくて、実際に堤防の管理用通路のところから脇だけをすとか、そういった場合もあります。そういった場合は、やむを得ず、必要がある場合には業者に委託を出して刈ってる状況でございます。

○岩切副主査 関連になりますが、299ページの道路美化活動と似たような流れになると思うんです。地元の方々、ボランティアの参加。こちらの道路のほうは減少傾向ということなんです。対象者が同じ地区住民ということで、土木事務所さんのほうで、現場のほうで、こういう

河川愛護という流れと道路愛護という流れでの、その辺の調整がうまくいってないとか、作業内容でこういう状況になっているとか、そういうものがあるんでしょうか。

○上田道路保全課長 道路の草刈りについては、愛護団体ということで、活動の計画を出してもらってます。これについては、新規で参入される方も結構いらっしゃいます。その方々について、河川のほうとの調整と言われましたけれど、それについては自分のたちの家の前とか、そういうところに向かって作業をされてる状況にあります。河川との調整はなかなかちょっと厳しいのかなと。先ほど言われた、地区では、道路、河川という分野ですみ分けは余りされてないと思いますけれども。結果的に、道路のほうについては人数的には若干減ってるというような状況にあるんですけれども。

事務所的にはそういう状況だと思ってます。

○岩切副主査 私の生まれ里のほうは、道路を掃除した後に、河川に集まって河川の土手をして終わるという流れでございましたが、いろいろ地域によって、必ずしも環境美化という形で道路も河川もというような流れではないかなと思うんですが、うまくコーディネートすると、面的に川の土手から道路まで一緒にやれるのかなという思いがあるんです。それぞれがこの事業というのに行われているということなんですか。

○上田道路保全課長 先ほど委員が言われたとおり、もし国道、県道、あと河川の管理道路について、連続性があるところであれば、地域の方々は面的に作業はされると思います。土木事務所のほうでは管理という部署のところにて全て計画が上がりますので、管内図にそういうのを落としていろんな情報提供をしていますから、多

分、そういう調整とかはできると思いますけれども。

○蓬原委員 314ページですけど、土砂災害危険箇所の整備率29.2%。何回もこのことについては一般質問もしたり、実際、過去には多くの人が亡くなったりしてますから。

いろいろ予算も伴うだろうし、対策としては、ソフト面で早く避難情報を出すとか、そういうことしか今のところはないんでしょうか。

とはいうものの、雨の降り方も、この前の台風を見ても、北川あたりは圧倒的に従来の被害と違ってきてますから、大変でしょうが、この進捗率を上げる努力をしていかないと、また多くの被害を出してしまうということにもなりかねない。今、この時代になっても災害で人が亡くなるというのは、本当に残念だなと思うんですけれど。

どうなんですかね、この29.2%の見通し。それは努力してますといえどもそこまでなんだけれど。大変でしょうけれどね。

○永井砂防課長 おっしゃるように、危険箇所の整備率が29.2%と低い状況ということで、毎回話しているように、ハードだけでは追いつかないということで、ソフト対策で土砂災害警戒区域の指定とかを進めますという話はさせてもらってるんですけど。

整備する中で、限られた予算でどこを重点的に進めるかという中で、毎回説明してるのは、今回被害も受けましたけれど要配慮者施設とか、そういう避難が困難な方が住んでる場所の整備をする必要があるんじゃないかというのが一つ。

もう一つは避難場所ということで、結構、中山間地、椎葉とかになると避難場所がなかなかないということで困ってると。避難場所が安全な場所につくれないということで、そういう場

所を優先的に整備していこうということで、予算がない中では、そういう重点的な整備に努めることによって、できるだけ人命の被害が少ないように努めていきたいと思っているところで

○**岩切副主査** 委員会資料の5ページの収入事務の注意事項にある、北部港湾事務所の水域占用料の過徴収や徴収不足というものなんです、金額はお幾らなのか。善処するというので、どういうやりとりがあったのかをお聞かせください。

○**矢野港湾課長** ここの過徴収の分につきましては、1,080円です。それから、徴収不足につきましては60円となっております。

過徴収の内訳をちょっとお話ししますと、占用面積で徴収するわけですけど、1,739平米という、この「39」のところを「93」と誤って計算したために起こったものであります。単純ミスでしたので、今後このようなことがないように、二重チェックとかに努めていきたいと思っていますところ

○**徳重委員** 河川課にお尋ねします。

河川敷の広いところで、ゴルフ場もやっていますが、一般の方が畑や田んぼ——もう、田んぼにはしてないですね。畑が多いようですが、野菜類、いろんなものをつくってらっしゃるところもあちこち見かけるんですが、これはどうなってるんですか。許可を出してらっしゃるのか、あるいは使用料を取ってらっしゃるのか。ちょっと教えてください。

○**阿佐河川課長** 河川はもともと堤外民地というのを認めてまして、治水上守るために堤防とかを築いてますので、そのときには民地があっても堤防を築くということを昔はされてますので、川の中に民地は認めてるということで、堤

防を築くところにつきましては、新たに築堤するときに買収させていただいておりますけれど、川の中の民地についてはもう残ったままで、今みたいに耕作とかは自由にされてて。

ただ、工作物として何かをつくる場合には、占用工作物ということで治水上支障が出ますので、そういった場合には許可が必要になってまいります。普通に、何か収穫物をつくるのにちょっとした竹とかを立ててるというようなことでは、後で流れてしまうということで、治水上、それほど支障がないので、そういった場合に畑で使われてる状況でございます。

○**徳重委員** そうしたら、固定資産税なんかを払ってらっしゃると理解していいんですか。

○**阿佐河川課長** その分は、固定資産税として課税されてると理解しております。

○**矢野港湾課長** 先ほどの過徴収、徴収不足について、ちょっと補足ですが、その処理にしましては、事務局監査当日、その日のうちに払い戻し及び追加徴収の手続を行って、是正は既に済んでいるところでございます。

○**清山主査** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山主査** 以上をもって河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時26分再開

○**清山主査** 分科会を再開いたします。

前半、後半の説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

県土整備部の決算全般について、何か質疑はございませんか。

○**葦方道路建設課長** 午前中の質疑の中で、スマートインターチェンジに関しての御質問がありまして、その中で、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思っておりますけれども。スマートインターチェンジにつきましては、全国の高速道路株式会社のスマートインターチェンジにおいて、全国的に一旦停止となっております。

普通のインターチェンジですと、やはり用地が大きくなったりとかはするんですけれども、それをコンパクトにつくろうということでスマートインターをつくるということで、料金所やその前後の道路も含めてコンパクトに行うということで、その一環として一旦停止を全国的にされているということでございます。

○**蓬原委員** 東京あたりに行くと、東京の環状線があるじゃないですか。簡単な乗りおりで、いわゆる簡易スマートインターチェンジじゃないかなと思ってるんです。ああいうのもありますよね。距離も短くて、すっと乗れるやつがあって、あれを見ると、前もって50メートル先で感知しといてというのが今の技術でできるのかなという、そんな気がしたもんですから。

そういう規格になってるんでございますね。一応、納得したつもりです。使い勝手は悪いです。

○**西村委員** 建築住宅課にしても、港湾課にしても、施策の進捗状況といういろんな項目があって、例えば、318ページの港湾の平成30年度の目標が7,803メートルと。それが今、7,573に進捗しているという状況があったり、ほかにもいろんな目標値というのが平成30年度までであると思っておりますが、公共事業の場合、その間に新規着工が決まったりとか、整備しなきゃいけない部分があつたりした場合は、その都度、この目標値自体も修正されていくのかどうか、教えてい

ただきたいと思えます。

○**上別府建築住宅課長** 資料の329ページの県営住宅のバリアフリー化について申し上げますと、平成32年度までの県営住宅の長寿命化計画というものをつくっております、終期であります平成32年の数値を40.6%と設けております。その数値に向かって、毎年度計画しております、その結果、平成30年度が39.4%という数値を出してるところであります、毎年度、高齢者改善工事あるいは建てかえ等でバリアフリー化率を上げていくということで取り組んでいるのが、ここの数値の例でございます。

○**西村委員** 今、非常にわかりやすく、建築住宅課はそういうことなんですが、その年度の途中でもっと必要だとか、例えば、もう少し予算がふえたからもっと進捗のスピードを上げれるといった場合の目標値改定というのはあり得るんでしょうか。

○**上別府建築住宅課長** 県営住宅の場合につきましては、先ほど申し上げました長寿命化計画を10年スパンでつくっております、5年単位で計画の見直しを行っております。社会情勢あるいは交付金の配分の状況とか、そういうことを総合的に勘案しまして見直しを行っております。

○**矢野港湾課長** 防波堤でございますけれど、これはやはり委員のおっしゃられたように、新規事業で取り込んだときは、それは目標値に加えると考えてるところです。

ただ、ここにもう一つ進捗状況で挙げているコンテナにつきましては、これは目標を設定したときの推計で書いてますので、その目標に向かって努力していくとしているところでございます。

○**徳重委員** また、都城志布志道路をお尋ねし

ますけれど、都城志布志道路は国交省の直轄部分と宮崎県側の県施行区間、鹿児島県は全部県の施行区間ということになっておるわけで、宮崎県のほうも一生懸命やっただいて順調に進んでいるんですけど、直轄部分については、国交省に直接いろんな地域の要望なり、また進捗の推進なりをお願いするわけですが、直接しかなないのか。推進あるいは進捗を図っていただくためのいろんなお願い、あるいは問題があったときの相談は直接になるわけですか。

○**葦方道路建設課長** 都城志布志道路の宮崎県側につきましては、直轄事業もございますけれども、県と一体的な事業でもございますし、あと都城市さん、地元の企業さんの地域振興とかもありますし、そういう地元、それから、県、国とでその辺の調整等は行っております。具体的に県と国における調整会議とかいうのもございますので、そういう中でも連携をとりながら行っているところでございます。

○**徳重委員** ぜひ調整をしっかりとってやっていただきたいと思います。

もう一つ、私も今回一般質問でもさせてもらったんですが、県境部分が全く同じ距離数が残ってるわけです。うちは、きょうのお話によりますと85%の用地買収が済んでると。非常に喜んでおるところですが、鹿児島県がどれだけ進めるのかちょっとわかりませんが、予算の状況からすると、決して鹿児島県は進んでないと、私はそう思ってるんです。そうであれば、宮崎だけ進んでも、鹿児島がつながらなければ全く意味のないことで、同じ距離、同じ2.9キロずつ残ってるわけですから、同時に開通できるように、完成できるようにしなければ、もう1年おくれただけでも相当な損失が出てくると思うんです。そこ辺の考え方はどうなのか、教えてく

ださい。

○**葦方道路建設課長** 同じく鹿児島県との連携も非常に大事でありまして、国、鹿児島県、宮崎県等で一体的にやる必要があるということで、鹿児島県とも、都城志布志道路の行政連絡会というのを設けてまして、その中でも調整をとっております。今、鹿児島県側の末吉道路のほうにつきましても、ことしの8月末現在で用地の取得率が約55%という形で伸びてきて、鹿児島県さんのほうも大分努力されてきておりまして、当然、インター間で県境を挟んでおりますので、一緒のペースで頑張っていきたいと考えております。引き続き連携をとりながらやっていきたいと思っております。

○**丸山委員** 決算に対する質疑で好ましいかどうかかわからないんですけども、高速道路がようやく北九州につながりまして、平成27年のことを考えたときに、ストック効果がこれぐらいありますと想定してたものがあつたと思いますよね。本当にそれだけ出てきたのか。もしくはそれ以上のものがあつたんだよという評価は、27年度を振り返ってみて、そういうことはやってないのか。また、もしくはここがもうちょっと足りないから、この辺をもう少し伸ばしたほうがいいよねというのを27年度中に議論をしていないのか等含めて、そこら辺を少しお伺いしたいなと思ってる場所なんですけれども。

○**前内高速道対策局長** 今、御指摘がありましたストック効果といったもの、これは難しい専門用語でいきますと、外部経済効果という言い方をしています。何に対して内部、外部なのかといいますと、道路の外という意味でございます。ですから、それは具体的に何なのかといわれますと、これは幅広い概念があるんですけども、

例えば、域内の総生産が上がったとかいろんな項目があるんですが、県土整備部の所管かといわれるとあながちそうとも言えないところがありまして、そういったところは恐らく県庁全体で少し議論していくところではないかなと考えております。

○丸山委員 議会の中とか、陳情要望するのにストック効果がという話をよくしているものですから、ぜひ調整といいますか、できれば県土整備部がもっと積極的に検証もして、さらにここが足りないから伸ばすべきだとか。もしくは、これ以上あったからもっと整備促進をやってほしいとかいう話を、ぜひ具体的なものとして、何か調査といいますか、検討を。わかりやすい形で県民に、また国のほうに働きかけるような形を。高速道路がつながったことによって、例えば、企業誘致がふえたとか、医者が延岡の県立病院に行きやすくなったとか、いろんな話があるんです。それをもう少し何かうまく表現できるようにしてもらえれば。事業獲得の武器としてしっかり検証をしていただくとありがたいのかなと思っておりまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○清山主査 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時41分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえて、御意見があればお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 採決についてでございますが、30日の午後1時30分に採決を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上で本日の分科会を終了します。

午後1時42分散会

平成28年 9 月 30 日 (金曜日)

午後 1 時 29 分再開

出席委員 (8 人)

主	査	清	山	知	憲
副	主	査	岩	切	達
委	員	蓬	原	正	三
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	横	田	照	夫
委	員	後	藤	哲	朗
委	員	徳	重	忠	夫
委	員	西	村		賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	森	本	征	明
議事課主事	八	幡	光	祐

○清山主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含めて御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、これより本分科会に付託されました議案の採決を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、議案第22号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 御異議ありませんので、原案のと

おり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査の報告骨子案についてでございますが、主査報告の内容として、何か御要望等ございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 30 分休憩

午後 1 時 31 分再開

○清山主査 分科会を再開します。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 そのようにいたします。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後 1 時 32 分閉会